

平成21年第3回竜王町議会定例会（第3号）

平成21年9月25日

午後1時00分開議

於 議 場

1 議 事 日 程（3日目）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

一 般 質 問

- 1 町民税等の税込減に伴う抜本的な施策の対処について……………蔵口嘉寿男議員
- 2 要介護認定制度の改正について……………貴多正幸議員
- 3 「第5次竜王町総合計画策定のための町民意識調査
 ～まちの通信簿～」アンケートについて……………山添勝之議員
- 4 老人に関する町政の一環……………山添勝之議員
- 5 まちづくりにおける「住」と「人口」との関係について……………山添勝之議員
- 6 各自治会からの「要望」の扱いについて……………山添勝之議員
- 7 平成22年度予算（案）作成について……………山添勝之議員
- 8 危機管理体制について……………小森重剛議員
- 9 アウトレットパークへの来客用駐車場について……………大橋弘議員
- 10 竜王インターチェンジ南部の改良計画について……………村田通男議員
- 11 選挙の投票率を一層向上させるために……………若井敏子議員
- 12 離職者の状況と支援の強化について……………若井敏子議員
- 13 不耕作地（耕作放棄地）の解消対策について……………若井敏子議員
- 14 自転車に乗ろう……………若井敏子議員
- 15 福祉・教育は削らないで……………若井敏子議員
- 16 政権交代による町の対応について……………山田義明議員

2 会議に出席した議員（12名）

1番	岡山富男	2番	大橋弘
3番	村田通男	4番	山田義明
5番	山添勝之	6番	圖司重夫
7番	貴多正幸	8番	蔵口嘉寿男
9番	菱田三男	10番	小森重剛
11番	若井敏子	12番	寺島健一

3 会議に欠席した議員（なし）

4 会議録署名議員（追加）

2番 大橋 弘

5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	竹山秀雄	副	町	長	青木 進
教 育	長	岡谷ふさ子	会 計 管 理 者			布施九藏
総務政策主監		川部治夫	住 民 福 祉 主 監 兼			山添登代一
産業建設主監		小西久次	健 康 推 進 課 長			松瀬徳之助
政策推進課長		杼木栄司	総 務 課 長 兼			選挙管理委員会書記長
住民税務課長		若井政彦	生 活 安 全 課 長			福山忠雄
産業振興課長心得兼		井口和人	福 祉 課 長			吉田淳子
農業委員会事務局長		赤佐九彦	建 設 水 道 課 長			田中秀樹
教育次長兼			学 務 課 長			富長宗生
生涯学習課長						

6 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 村井耕一 書 記 古株三容子

開議 午後1時00分

○議長（寺島健一） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、11人であります。よって、定足数に達していますので、これより平成21年第3回竜王町議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより、議事に入ります。

~~~~~○~~~~~

### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（寺島健一） 日程第1 会議録署名議員の1番 岡山富男議員が遅刻届を提出されていますので、会議規則第118条の規定により、2番 大橋 弘議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 一般質問

○議長（寺島健一） 日程第2 一般質問を行います。

質問および答弁は、簡単明瞭に要旨のみお願いします。発言通告書が先に提出されておりますので、それに従い質問をお願いします。

それでは、8番、蔵口嘉寿男議員。

○8番（蔵口嘉寿男） 町民税等の税収減に伴う抜本的な施策の対処について、質問をいたします。

平成21年度一般会計において、当初予算に対して法人町民税が約2億円の歳入減であると聞いていますが、本年度末においてもその数値でとどまるのか、行政需要を抱える町施策に大きく影響を及ぼすことは必至であります。

去る8月28日に、自動車大手8社が7月の生産・販売・輸出実績を発表しましたが、本町の税収の多くを占めているダイハツ工業は、前年度7月比で国内生産22.8%の減、輸出においては70.8%の減となっており、業績回復にはまだまだの状況です。また、総務省が8月28日に、全国消費者物価指数が前年度7月比で2.2%の下落で5ヶ月連続で下落したと発表しました。

企業の業績が回復しない状況で、雇用・賃金の情勢の悪化が続き、消費が冷え込み、価格を下げないとモノが売れず、値引き競争の結果、企業収益が圧迫されて、雇用・賃金情勢がさらに悪くなる状態が続いています。ある試算では、需要不足の解消には約5年かかるとの見方もあり、大変厳しい状況が長期間続くと予

想され、予断を許さない状況です。

そこで、税財源の見通しと、税の減収に対応した町の抜本的な施策をどのように展開し、この難局に当たられるのか、町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（寺島健一） 松瀬総務課長。

○総務課長（松瀬徳之助） 蔵口嘉寿男議員さんの「町民税等の税収減に伴う抜本的な施策の対処について」のご質問にお答えいたします。

昨年からの世界的な経済危機は、国内のあらゆる産業をはじめ、企業・個人を問わず大きな影響を及ぼしているところであります。このことは、町行政運営に不可欠な税財源の確保にも大きく影響してまいります。一部には、景気が底をついたとも言われておりますが、本町の法人町民税の申告状況からはそうした兆しは現時点では感じ取れないのが実情であります。

特に、本町にとりましては法人町民税の主要な納税者であります大手企業の確定状況を見てみますと、平成21年度は大幅な税収減が見込まれるとともに税の還付を合わせると平成21年度予算の収支に及ぼす影響額は実に2億円にのぼることが予想されます。今年度は他の税目の収入増や基金の取り崩しによる対応も考えられますが、議員ご指摘のとおり、このまま景気の回復が見られず、法人町民税の収入減が続くと、公債費のウエイトの高い本町にとりましては、基金の枯渇のみならず、現在進行中の事業や建設計画において計画中の事業実施に影響を及ぼしかねないことになってまいります。

このような状況の中で、平成20年度決算における実質公債費比率は18.4%となり、地方財政法による地方債発行許可団体となり、公債費負担の早期適正化が求められております。

税の減収に対応した抜本的な施策の展開についてのご質問でございますが、まずは、公債費の縮減を図り、硬直化が危惧される財政運営を将来にわたって継続的かつ安定的なものとしなければなりません。2年後を目途に実質公債費比率を18.0%未満にすることを目指した取り組みを行いたいと考えております。

近々、財政改革プロジェクトチームを設置し、平成22年度予算編成までに各事業の必要性・妥当性・継続性等を再精査し、施策全般の見直しを行います。さらに、竜王町の財政規模そのものにつきましても、一時的な税収の増減に左右されない標準的な財政規模を見定め、予算編成を行ってまいります。また、歳入の確保につきましても、町税等の徴収率の向上や適正な住民負担についても検討してまいります。

このようにして捻出した財源をもって町債の繰り上げ償還を行い、起債残高の減少に努め、財政運営の安定化に努めます。これらの取り組みについては、竹山町長が常々申し上げております「町民皆さんの隅々まで、欲する行政サービスが行き届くこと」を前提に、今年度でその計画期間が終了します行政改革集中改革プランを延長・継続する中で取り組んでまいりますので、広く住民の皆様にご理解がいただけますよう、議員皆様の今後とも一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。蔵口議員さんの質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 蔵口嘉寿男議員さんの「町民税等の税収減に伴う抜本的な施策の対処について」のご質問にお答えいたしたいと存じます。

昨年後半からの景気低迷は文字どおり未曾有のものであり、誰もが予想し得なかった落ち込みとなったわけでございます。とりわけ、自動車産業大手の大半が、平成20年度決算にて大幅赤字を計上するに到ったのは周知の事実でございます。

我が町に立地する大手特定企業も、景気の波の影響は大きく、赤字決算にはならなかったものの収益は大幅にダウンし、ほかの多くの町内企業も軒並み業績が悪化し、このことから法人税収の減収が見込まれるものでございました。3月定例会におきましては、税の額がまだ確定していなかったこともありまして、税の確定を見て対応策を講じていかなければならないと、皆様方にお伝えいたしてきたところでございます。

今定例会におきまして補正予算を計上させていただきました過年度過納分の還付金が6,100万円でございます。法人税額の確定により予定納税分からお返しをしなければならないということが生じたわけでございます。このようなことから、平成21年度決算では、約2億円の財源不足が生じることと見込まれます。

こういった状況のもとで、竜王町の抜本的な対策をどのように行うのかというご質問ですが、やはり、あらゆる経費を見直して、財政改革プランを早急に作成し、平成22年度予算編成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、厳しい状況にある財政状況でございますので、職員はもちろんのこと、全町民の皆さまに危機感をしっかりと持っていただきたいと思っております。

財政改革プランができ上がり次第、これは平成22年度予算編成方針をあわせてのことでございますけれども、これができ上がり次第、各自治会を回らせてい

ただきまして、町民皆様のご理解とご協力を得たいという具合に考えているところでございます。以上、簡単でございますけども、蔵口議員さんのご質問の回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 8番、蔵口議員。

○8番（蔵口嘉寿男） 再質問させていただきます。

第1点目は、特に税収確保が行政運営に必須の条件でございますけれども、平成22年度の税収をどう推計されるのか、その額についてお伺いしたいと思っております。

2点目は、大変身近な例で、栗東市が普通地方交付税の不交付団体でございますけれども、新幹線新駅の設置が中止となり、関連事業の推進に多額の起債を発行して、その返済の財源がままならないという状況で、やむを得ず公共料金等の値上げで対処されようとしております。現在の行政サービスを低下させないために、平成21年度現年度において、その税収分の不足分をどのように行政運営を図っていかれるのか、2点目にお聞きしたいと思っております。

次に、住民生活に大きな影響を及ぼす福祉や教育、あるいは公共料金の負担を急激に引き上げることになってはならないと私自身は考えております。応益・応能、利用者や受益者が負担して当たり前という考え方がありますが、これをまた極端に履き違えてはならないと思っております。歴代の町長さんが、何度か苦しい財源不足にあっても住民負担を極力抑えてこられたからこそ、現在の竜王町の行政サービスが維持されているのだと思っております。

今議会に平成20年度の決算認定が上程されていますが、一般会計が過年度に土地開発基金から8,500万円、地域福祉基金から1億2,000万円を繰り入れていたのを、ようやく平成20年度で返すことができたという財政上の決算でございました。今まではわりと景気がよかったですけれども、雇用あるいは経済が悪い状況が続くとなりますと、2億500万円ほどの返済がやっとできたというような苦しい状況以上に、今後はもっと厳しい財政事情が続くと思われまますので、町長さんがどのような状況の中で歳入不足を対処していかれるのかという具体的な方向を、松瀬課長からはだいたい方向性は見えたのですが、具体的な考え方が見えておりませんので、その点についてお尋ねいたしたいと思っております。

以上、3点でございますけど、よろしくお願いたします。

○議長（寺島健一） 松瀬総務課長。

○総務課長（松瀬徳之助） 蔵口議員さんの再質問にお答えいたします。

まず1点目、22年度の税収の見込みをどう試算しているのかというふうなことでございます。特に法人税につきましては、やはりまだ景気の低迷ということが感じられますので、だいたい法人税で1億5,400万円というようなことで、20年度の決算を見てみますと、5億7,500万円ほどの法人税を収入いたしております。ここらからいたしますと大幅な減収という、若干厳しいかも知れませんが、そういった見方をいたしております。

それと、平成21年度の収支の不足額、これをどのようにするかというようなことでございますが、先ほど回答の中で申し上げましたように、法人税につきましてはやはり景気の影響というのが大きくございまして、減収をいたしておりますが、他の税目につきましては、当初予算の額を何とか確保できるのではないかと試算でございます。それでなおかつ不足がいたします場合には、財政調整基金からの繰入という形の中で今年度は対応していきたいと思っております。

それと、何よりもまずは今年度の執行につきましても、不要なものにつきましては節減という形で取り組んでいきたいと考えております。以上、再質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 蔵口議員さんの再質問でございますけども、先ほど取り組みの焦点につきましては、松瀬課長がお答えさせていただきました。その中にありまして、2年間で18の数字を下回るように取り組むのだという説明・回答をいたしました。

私は、皆様にもう既に申し上げておりますように、やはり短期決戦で何とか18をクリアしたいという具合に考えております。先ほどまたこれも松瀬課長の回答させていただきました中に出てまいります標準財政でございます。竜王町の標準財政規模は、39億円ないし40億円という具合に見積もることができます。ということは、40億円でこの世帯を切りまわしていかないといけないということでございます。今年は49億円の財政規模を、補正予算を組ませていただきまして50億円になったわけでございますけども、やはりこれからは工夫の上にも工夫を重ねて、標準財政規模をひとつの目安というのでしょうか、標準というところでやりくりをさせていただくことが大事ではないかなと。

それにつきまして、来期に向かってどういうふうに取り組むのかということでございますけれども、私はこの2年間でひとつの勝負期というのでしょうか、対策重点取り組み期ということでお話しさせてもらっているのですが、返済のピ

一クもこのところその状態にあるわけで、それと来年、商業施設の開業、あわせてましてその商業施設の収入が23年度には具体的な金額になってくるのではなかろうかということでございます。過去から進めてきていただいております行財政改革プラン、これの中身は私は非常に充実した内容であるように思います。ただ、残念ながらそれが全部でき得ていないということもございますので、もう一度ここですべてを点検しながら、標準財政規模を前提とした予算組みというのでしょうか、そういう方向にやってみたいという具合に考えております。

その50億円の中の現状でございますけども、やはり7億円ぐらいが返済でございます。現在2億円の収入減もございますので、やはりそういったところの数字はこれから大事なところではないかなという具合にも考えているところです。

蔵口議員の質問の内容は非常に厳しい内容のものでございまして、私がここできなかなか「これだ」ということでお答えするのも難しゅうございますけども、これからが竜王のひとつの大きなステップへの取り組みになろうかと。決してこの今の取り組みは、ただ単に辛抱するというでなしに、その辛抱は必ずその先で強い竜王としての自治体になっていくと。その将来に向かってのまた新しい資源というのでしょうか、活力を生み出す取り組みにしたいという思いでございます。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 8番、蔵口議員。

○8番（蔵口嘉寿男） 再々質問させていただきます。

先ほどお答えいただいたのですが、平成21年度現年度においては、財政調整基金を取り崩してやっていかれるということもございますけども、やはり長期的あるいは短期的に財政状況を改善していこうと思えば、やはり現年度21年度でその対処方法なり施策を検討して、もっと早く対応していかなければ、例えば条例改正であるとか、いろいろな制度改正が必要でございます。来年の3月の予算と同時にそういうような制度改正を一挙に提案されるというふうな事態になれば、なかなか皆さんの合意が得られないのではないかなと考えるわけですが、その点についてどうお考えなのかということをお聞きしたいと思います。

それから、私が再度質問させてもらった中には、住民負担を大幅に転嫁しない方法で対処してほしいということを申し述べたのですが、その点については町長さんは触れていただかなかったのですが、その点どうかなというふうなことでございます。

例えば公民館を利用されている方は、今現在、町民の方は無料でございますけ

ども、例えば1室を3人ぐらいで借りられておると。今は無料でございますけども、今度もし公民館の利用料を取られるというようなことになれば、その3人がその室料の2,000円や3,000円なんかを、例えば1回公民館を借りるたびに住民さんが支払われるというふうに、例えば小グループでやっておられる方については大変大きな負担になるわけでございます。

また、幼稚園とか、あるいは保育料とか、いろいろな面でそのような住民負担が増えるということについては、大変住民さんも不安になっておられますし、国政選挙においても住民負担を求める政策については、国民がノーというような答えを出したのではないかなと思っているわけでございます。その点について再度お伺いたしたいと思います。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 蔵口議員さんの再々質問でございますけども、この件に関しましては、また後ほど若井議員さんからもご質問をいただいている内容と合致するような面もあるわけでございますけど、私は今、町民の皆さんの暮らしに直結するような予算、これにつきましてはやはり削ってはならないということも、削れないものであるということもお伝えいたしてまいりました。

この1年間いろいろと福祉の使われ方、私なりに目を向けてまいりました。その中に、これはやはりもう一度話し合いをする余地があるのではなかろうかという事業というのでしょうか、竜王町の施策もございます。これにつきましては、また若井議員さんのご質問の中でお答えさせていただきますけども、そういう取り組みをやはりさせていただきたいという具合に考えているところでございます。基本はやはり、議員さんがおっしゃっておられますとおり、公共の料金、それから福祉の施策、そういったところへの予算というものは、慎重の上にも慎重、できたら今の状態でというのは私もその思いであることは率直なところでございます。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 次に移ります。7番、貴多正幸議員。

○7番（貴多正幸） 平成21年第3回定例会一般質問として、要介護認定制度の改正について、お伺いしたいと思います。

介護保険制度における要介護認定については、平成20年度まで要支援2または要介護1の判定について、1次判定では「要介護1相当」と判定し、2次判定において、認知症の具合や症状の安定性をもとに判定を行っていたことから、煩雑な作業となっていました。また、運用について地域でばらつきが生じているな

どの問題点が指摘されていました。

以上のことから、厚生労働省において「要介護認定適正化事業」を実施され、結果として、介護保険の要介護認定に関連し、2009年4月から新しい基準での認定が行われることとなりましたが、この新しい基準については軽度な認定が出るのではないかとの指摘があり、検証期間および認定について経過措置が設けられました。このたびこの検証が終了し、この4月から適用してきた判断基準を修正する考えを示し、10月1日申請分から新しい要介護認定を適用されることとなり、それに伴い、4月以降、更新申請者が希望をすれば従前の要介護度とすることを認めてきた経過措置は、9月末で終わりとなることとなります。

そこで、当町において、従前の要介護認定と新要介護認定において著しい違いが出るようなことはないのか、また、認定審査会やサービスを提供されている事業者に混乱等が生じないのか、お伺いいたします。

○議長（寺島健一） 吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田淳子） 貴多正幸議員さんの「要介護認定制度の改正について」のご質問にお答えいたします。

要介護認定基準の見直しにつきましては、認定調査員の負担の軽減や、各自治体間での調査結果のバラツキを是正することを目的に、今年4月から実施されました。しかし、従来の認定よりも軽度に判定される可能性や、認定調査員が選択肢の選択の判断に迷う調査項目があるなどの意見があり、国において新しい要介護認定基準について検証が行われることとなりました。

その一方で、利用者には、安定的な介護サービスの利用を確保する観点から、検証期間中は更新前と異なる要介護度に判定された場合、更新前の要介護度のままとすることができる経過措置が設けられました。参考までに竜王町での経過措置の適用状況を申し上げますと、4月から8月までの審査において、更新申請の件数は119件で、更新前と異なる判定が出た件数は68件であり、そのうち経過措置を希望された件数は41件でございました。

経過措置を終了し、10月以降の申請分からは、検証後の見直された新しい要介護認定基準により判定が行われることとなります。見直しの内容は、調査項目74項目のうち43項目について調査員による判断基準の定義が見直されるもので、その結果、国における検証後の基準についての判定シミュレーションにおいて、従来の要介護度分布とほぼ等しくなるとの見解が示されています。

竜王町におきましても、10月1日申請分より、改正されました要介護認定基

準を適用することになります。国の検証結果やシミュレーションと同様に、従前の要介護認定と新要介護認定において著しい違いが出るようなことはないと考えておりますが、更新申請の案内時に、要介護認定の基準の見直しについての文書を同封する他、申請受付時や認定調査の折に利用者やご家族に認定調査員が説明するなど、混乱のないように努めてまいりたいと考えております。また、併せて新しい要介護認定の基準について、介護支援専門員へは9月15日に説明を行い、認定審査会委員へも事務局より周知を行う予定でございます。

要介護認定の信頼性が介護保険制度に対する信頼となりますことから、要介護認定の公平かつ的確な実施に向け、認定調査の質の向上および公正かつ適切な介護認定審査会の運営に努め、介護現場において無用な混乱を招かないよう、より信頼ある介護保険制度の構築を目指してまいりたいと思っておりますので、議員におかれましてもご支援を賜りますようお願い申し上げます、回答といたします。

○議長（寺島健一） 7番、貴多議員。

○7番（貴多正幸） 今、お答えをいただいたわけですがけれども、やはり実際にまだそういった介護認定をしていないので、まだどうなるのかはわからないと思うのです。

しかしながら、やはり実際に始まってしまうと、どうしても利用されているかた、また家族の方は、介護度が低くなるということは、本来的に言えば非常にご自身にとってはいいことだと思うのです。例えば、杖歩行をされていた方が杖を持たずに歩けるようになるということは、目に見えても介護度が下がっているのはわかるのですけれども、以前、私のところに相談に来られた方がおられて、その方は、介護度が下がったのはなぜだろうというふうに言ってこられたのです。先ほど申しましたように、例えば杖がなくなったような感じだったら、それはもうご自身が健康な身体に近づかれたのでわかるのですけれども、例えば、杖は持ったままだし、以前より認知症の方が進んでいるように家族は思うとおっしゃられていたのに、介護度が下がったということは、なぜだろうというふうに聞かれたのです。

やはり、そういったところから見ると、認定審査会においてもすごくいろいろな議論はされていると思うのですけれども、やはり調査員の方が「以前の方はよく聞いてくださった」と、「しかし、今回の方はあまり家族の思いとかは聞いてくれなくて、本人さんだけを見て帰られた」みたいなことを言われたのです。そうするとやはり、竜王町にも認定調査員はお2人おられると思うのですけれども、調

査員さんの質というのも非常に重要になってくると思うのです。

課長の回答の中にも、質の向上に向けて取り組みをしていきたいというふうにおっしゃられたのですが、実際にどのような形で調査員さんの質の向上、また認定審査会の精度を上げる、そのような取り組みをどれぐらいされているのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（寺島健一） 吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田淳子） 今のご質問にお答えしたいと思います。

経過措置が廃止されることによりまして、要介護度が軽度に認定される方が実際に現れるというふうに思っております。ただ、経過措置によりまして、要介護状態が明らかに改善をされておられながら、従来の要介護度を選択されるというケースもありましたので、この経過措置が廃止されることによりまして要介護度が軽度になりましても、本来の利用者の不利益というよりは、利用者本来の方が最もふさわしいサービスの内容と認定ができるというか、していかなければならないというふうには思っております。

介護度につきましてご不満がある方も、実際には来られます。その場合には、やはり介護保険の担当の高齢者福祉係の方で十分にその方のお話を聞かせていただいて、やはり納得をしていただくことが大切かなと思っております。職員が十分にその方のお話を聞かせていただいて、そのあと、やはり地域包括支援センターの職員につなぎながら、その方の実際の生活をどういうふうに支えていくか、それによって介護度だけではない、介護度以外に支えていけるものがあるのではないかなというふうに職員としては思っております。

また、認定調査員の質の向上でございますが、まずは県の方の研修会には必ず参加をさせていただいておりますし、内部の2人の調査員がやはり同じ体制で同じ視線で認定調査ができるというのが、まずは竜王町にとりましては一番の基準だというふうに思っておりますので、そこを大切にしながら、調査員もまだ経験が浅い者もおりますので、より一層研鑽を深めながら、住民の皆様に信頼をしていただける介護保険になるように努めてまいりたいと思っております。以上、簡単ですが、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 7番、貴多議員。

○7番（貴多正幸） 今、お答えをいただいて、非常に今後、介護保険のサービスを利用される方にとって、混乱を招くことのないような取り組みをしていくというふうにお答えをとらせていただいているので、すごい安心はしているのですけど

も、やはり人が人を見るというのは非常に難しいと思うのです。研修会に行ったとしても、やはり研修会で得たものを自分で発揮できなければ、研修会に行った意味はないと思いますし、職場の中で話すということが非常に大切だとは思いますが、課の中の、地域包括支援センターの中での取り組みとか、また人間関係にもよってくると思うのです。

最後に聞きたいのは、福祉課として、介護保険を使わなくてもいいように予防の方に力を入れていただいているとは思いますが、予防の取り組みと重ね合わせて、ある一定のところから介護保険に移行するためにスムーズに行けるような施策と言いますか、やり方、それをどのようにされているのか、最後にお聞きして私の質問を終わりたいと思います。

○議長（寺島健一） 吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田淳子） 今のご質問にありました、介護保険を利用しなくても済むようにということで、竜王町では地域包括支援センターを中心に、特定高齢者、少しお身体にはご不自由がありますけど、介護保険までにはいかない方、また、一般高齢者、お元気な方を対象に、特定高齢者の教室とかおたっしや教室というのをさせていただいております。こここのところに力を入れてさせていただいておりますのは、やはりこれからの竜王町にとって介護保険を1日でも使わなくてもいいように、使ったとしてもなるべく重度にならないように、その取り組みがすごく大切であるという認識のもとで、町民皆さんからもご指示をいただく中で、おたっしや教室等が進められているということは、大変ありがたいことだと思っております。

あと、特定高齢者の方から介護保険が使われるまでの流れというか、切り替えの部分ですけれど、地域相談室というのを万葉の里さんの方に委託をしております、おたっしや教室とかの中に入らせていただく中で、この人にとっては次のサービスが必要であるかというような、そういう視点で委託をしておりますので、その中で情報を共有しながら、お一人でもやはり使った方がいい介護保険でしたら早く使っていただいて、やはり元気度を下げないというような取り組みを今もしておりますので、これからもその辺を充実してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（寺島健一） 次に、5番、山添勝之議員。

○5番（山添勝之） 私は、今回の定例会において5問の質問をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

「第5次竜王町総合計画策定のための町民意識調査～まちの通信簿～」アンケートについて。「住民みなさんの声を計画に盛り込み、次代を担う各世代にとって暮らしやすいまちづくりを進めるために」と、町民の中から無作為に抽出された18歳以上の2,500人にアンケートが行われました。

そこでまず、第5次総合計画の骨子（基本方針）は何なのか、お訊ねいたします。また、2,500人発送のうち、何人が返送されたのか。次に、「みなさんの声を計画に盛り込み」とありますが、このアンケートをどのように計画の中に展開していこうとしているのか、お伺いします。また、第5次というからには第4次があったわけです。第4次総合計画の策定に対する個々の結果状況を、広く町民に開示するべきだと考えますが、いかがでしょうか。以上、詳細にお答えをお願いいたします。

○議長（寺島健一） 杼木政策推進課長。

○政策推進課長（杼木栄司） 山添勝之議員さんからの「第5次竜王町総合計画策定のための町民意識調査～まちの通信簿～」アンケートについてのご質問につきまして、お答えをさせていただきます。

ご質問にもございますとおり、8月上旬から下旬にかけて、まちが進むべき方向について、町民皆様の考えを聞かせていただく機会といたしまして、竜王町にお住まいの18歳以上の方から無作為で抽出いたしました2,500名の皆様を対象にアンケート調査を実施いたしてまいりました。

まず、第1点目のご質問であります「第5次総合計画の骨子（基本方針）は何か」とのご質問でございますが、現行計画である第4次総合計画では、「田園文化が薫る交竜の郷」をまちの将来像に掲げまして、それを実現するための5つの基本施策と戦略施策・推進方策によって構成し、今日までまちづくりの基本指針として計画の推進に努めてまいりました。

第5次総合計画におきましては、住民意識調査や昨年度開催いたしましたまちづくり懇談会でのご意見、現在設置の準備を進めております「まちづくり88委員会」での町民議論、さらには、青年団をはじめとする団体や企業様からのご意見などを重ね合わせまして、今日まで進めてきた第4次総合計画の検証結果を踏まえる中で、竜王町にとってよりよい将来の姿を見出していきたいと考えております。

なお、基本的な方向や計画の柱となります項目につきましては、平成21年度内を目途に町民皆さんにお示ししていきたいと考えているところでございますが、

まずは現状考察が重要であります。今回は特に、竹山町長が常日頃申し上げておりますように、できる限りの町民意向の把握に努めさせていただきまして、住民皆さんとつくり上げる作業から着手をしております。

2点目の「町民意識調査の返送について」でございますが、一応の回答期限を8月20日に設定しておりましたが、9月に入りまして毎日数通の返送をいただいております。9月11日現在の回収数は1,330人(53.2%)と、多くの皆さんのご協力をいただきました。

3点目のご質問であります「アンケートをどのように計画の中に展開しているのか」でございますが、今回の町民意識調査では、「まちの通信簿」とのサブタイトルを付けさせていただきましたように、町が進めている主な施策に町民目線での評価をいただく設問や、優先順位を求めるための重要度、また、これからのまちづくりを議論する上で大変重要となる視点として、定住意向や活力づくり、町民と行政の協働、これからの町政運営などを設問に設定いたしました。

現在アンケートの集計・分析を行っているところですが、考察を含めた結果からは、現状への評価や町民皆さんの考えておられる意向が見えてくるものであり、今後進めていく総合計画の策定における重要な視点として有効に活用してまいりたいと考えています。

なお、町民意識調査の集計結果につきましては、各種会議やホームページ等を通して町民皆さんに公表し、計画策定過程の各段階の公開とあわせましてパブリックコメントを実施し、その反映についてもご意見をいただける機会を設ける予定をしております。

4点目の質問であります、第4次総合計画に対する個々の結果状況の開示についてでございますが、現在、行政組織内部におきましては、副町長を委員長といたしまして全職員が参画する総合計画策定委員会を設置いたしまして、各施策に対する実施状況調査シートを作成するところから進めており、現計画に基づいてこれまでの進めてきた行政施策に対する検証を行い、それぞれ部門において、現状把握や問題・課題を抽出する作業を進めているところでございます。

今日までの取り組みを振り返り、現状を認識することから、今後の方向性を導き出すことは、次期計画の策定にあたりまして必須でございますし、大変重要な作業であると考えております。

また、この結果を基礎資料として、次期計画で取り組むべき施策が見えてくる

ものであると考えております。今後、作成しました各調査シートに対して庁内ヒアリングを実施しながら、内容を精査いたしまして、内部評価の結果のとりまとめを行い、総合計画策定審議会をはじめとする町民参画の委員会とあわせて、広く町民皆さんに公開してまいりたいと考えています。

既に、広報やホームページにおきましてお知らせをしております第5次総合計画策定方針においては、その作業方針として、「町民と行政との協働の仕組みづくり」を掲げております。このようなことから、現在、策定方針や町民意識調査の設問など、新総合計画の策定に関する情報を公開しておりますが、今後においても、町民意識調査の分析結果や策定の状況等につきまして積極的に公開する中で、さらに広く町民参画を促し、ご意見等を賜ってまいりたいと考えております。

以上、山添議員さんのご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 5番、山添議員。

○5番（山添勝之） ありがとうございます。

今のお答えの中に、回収率、1,330で53.2%というお話がございました。これを多く見ているのかどうかというところ辺が問題かと思えますけれども、確か私は60%ぐらいが目標だったというように記憶をしていたと思うのですが、いかななものかと思えますが、ただ、このように少ない、私は少ないとみえています。2,500人のうちの1,300では少ないと思っています。というのは、アンケートの中で不備な面が多々あると私は考えております。

というのは、まず、設問1から6までの部分で、一番当初の初めの部分で、男性か女性かとか、年代とか地区とか家族構成だとか職業だとかというのを、いろいろと聞いておられるわけですが、これをすべて答えると、個人の名前がわかってしまうというようなことをちょっと私もほかの町民さんから聞きました。

そういうことで、やはりうたいの中には「個人の情報は表にしません」というようなことが書いてございますけれども、やはりここまで個人特定ができるというような方法をしなくてもいいのではないかというふうにもまず思うわけです。

それと、11問のところ辺にかなり横文字がズラズラと並んで出ているわけですが、極端に言うと、バリアフリー・ユニバーサルデザインとかいうような話を書いてございます。こういうもの、不特定多数ということで18歳以上、かなり年配の方もそういう対象であるということですね。そうしますと、その言葉の意味がわからないというようなこともあると思うのです。お年寄りがすべて英語を知らないというわけでは、そういうことを言っているわけではございませ

んけども、我々も知らないところはたくさんあります。こういう不特定多数を対象とするならば、もう少しわかりやすい言葉で、確かに「ユニバーサル」の部分については下に説明は書いていますけども、けれども、全体的にそういうところ辺を、対象者をそういうふうにもっていくなれば、みんながわかる言葉で、みんながわかりやすい表現の仕方というふうにはやはりもっていきべきだなと、そのように思っております。

現実には私は、ある方から聞きまして、先ほど言いましたが、当初の部分で個人の特定が、個人名が出ると、わかるというようなところ辺も含めて、それから今の不特定多数の本当の意味がわかってないのではないかとというところ辺がどうもひっかかって、「私はこれを出さない、提出しません」という話を2～3人の方から聞いております。やはり大切な税金を使ってこういうことをしているわけですから、もっとわかりやすく、その辺、今後の計画の中に入れていくには、やはりそういうところ辺も、回収率をアップするというところ辺も考えて、その辺のことをどうお思いか、質問いたしたいと思っております。

○議長（寺島健一） 杼木政策推進課長。

○政策推進課長（杼木栄司） 山添議員の再質問について、お答えをさせていただきます。

まず、アンケート調査の内容と言いますか、構成の関係でございます。性別さらには年齢・地域、こういった形で、どちらかと言うと、きめ細かな形での設問要件があったということでございます。おっしゃるような形で嫌疑をいただく方もございますが、私どもの意向といたしましては、各年代層、また各地域での課題、各地域の各年代層の課題というものをひとつ抽出をしていきたいなというのが本来の意向でございましたので、そういった構成をさせてもらったところでございます。

また、表現の方法ということで、少々横文字とか、そういったことがございましたというようなことで、ご発言でございます。そういった部分も確かにあると思います。今後、これからの公開をしていく文書、さらには本文・本体の総合計画の策定の部分につきましては、できる限りわかりやすく、住民の皆さんがご理解をいただいて、ともにまちづくりに行動をしていただけるような目標となるような図書の策定には工夫をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（寺島健一） 5番、山添議員。

○5番（山添勝之） だいたい予測できるようなお答えをいただいたというところまでございますけども、お聞きしますと、中学生もアンケートをされたというように聞いております。そういう若者の意見というのか、これから竜王町を担っていく若者の意見を積極的に取り入れて、この策定に入れていただきたいと思うわけですが、広くということですので、どうしても結構年配の方の意見の方に偏りがちなというふうに思ってしまうのです。だから、これは中学生の意見を、中学生だけではありませんけれども、若者ということで限定しますと、やはりその辺も重視して入れていただきたいなと思うのですが、最後にお願いします。

○議長（寺島健一） 杼木政策推進課長。

○政策推進課長（杼木栄司） 山添議員の再々質問に対してお答えをさせていただきます。

特に若者というか、児童・学生からの意向等の把握というような点であったかと思えます。中学生のアンケートにつきましては、1学期の終盤に学校と連携を図りながら、竜王中学校の皆さんには100%のアンケートを回答いただいたところでございます。また、町外で中学に通っておられる方につきましてもほぼ回答いただきまして、全体としては98%以上の回収をさせていただいたところでございます。

また、今後、小学生（児童）の方についてもそういった取り組みはできないかというようなことで、学校・教育現場とも調整をさせてもらっております。具体的には2学期後半になるかと思えますが、小学生にまちづくりのアンケートというような形で、一気にアンケート調査というのがなかなか難しいというようなことで、まずまちの状況を知ってもらおうというようなことで、今まちがどんな形で動いている、どんなことが動いているというようなことを、いわゆる社会の勉強になるのですが、そういった授業との連携をしながら、そこから竜王のまちはこんなまちになってほしいというようなことを、提案をいただこうかなという授業をさせてもらう予定を考えております。この中で一定、小学生・中学生のご意向等を把握させてもらいたいと思っております。

また、次年度に入りましては、ある程度内容が固まってまいりましたら、さらにまたそういった皆さんにもお話をしながら、まちの中のどんなまちづくりを表現していこうかというような形で授業の中にも入れてもらう予定を今現在調整をさせてもらっております。十分、次代を担う子どもたちにお話をしっかりと聞かせていただいて、進めさせていただく考えでございます。以上でございます。

○議長（寺島健一） 次の質問に移ってください。5番、山添勝之議員。

○5番（山添勝之） 2問目です。老人に関する町政の一環。

以前は「敬老のつどい」という催しが町主催で行われ、多くの対象者が一堂に会し、アトラクション等で一日をゆるりとお過ごしになっておられました。しかしながら、現在はその催しもなくなってしまいました。続行については賛否両論有ったかと思われませんが、現在は各自治区において「敬老のつどい」なるものが行われています。この事業に対して補助金を交付していただいておりますが、補助金の交付だけでは、何か世知辛い虚しさを覚えます。

町長は、可能な限りその場所に赴いて、これまで竜王町の発展に貢献されてこられました高齢者の方々に感謝と、その長寿を祝っていただけたらなと思うところでございます。暖かみのある町政とは、そのようなことを含むのではないのでしょうか。多くの老人がお喜びになられますよ。お考えをお伺いいたします。

また、平成20年第3回の定例会一般質問において、「健康な老人を表敬してはどうか」とお伺いしたのですが、当局は、「現在、国民健康保険事業での表敬制度を実施していない」との答弁でございました。現実に近江八幡で実行されております。広義の介護予防の観点から再考を促したいのですが、どうでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（寺島健一） 吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田淳子） 山添勝之議員さんの「老人に関する町政の一環」についてのご質問にお答えいたします。

竜王町敬老のつどいは、平成19年度以前は、竜王町在住の65歳以上の方を対象として9月上旬に町内1箇所で実施してまいりましたが、出席いただいた方のご意見等を集約し、老人クラブ連合会と協議を重ね、また、区長会でもご意見をいただいた結果として、平成20年度から竜王町敬老のつどい開催事業補助金交付要綱を制定し、各自治会で実施される敬老のつどい事業を支援いたしております。平成20年度におきましては32自治会のうち30自治会において事業を利用されております。

各自治会から提出されます補助金の実績報告書の中で、身近な場所での開催であることからお体の不自由な高齢者の方にも参加いただき参加者同士の親睦が深まったことや、補助金により従来よりも地域の実情に合った内容になったなど、あわせて経費負担の軽減についても効果がある旨、好評を得ており、また継続した事業補助を望むお声をいただいております。

さて、今日の竜王町がありますのは、諸先輩の皆様方のご尽力の賜物であり、私たち町民は長寿をお祝いする気持ちを忘れてはならないものでございます。現状では各自治会の自主事業としての取り組みであるとの位置づけをいたしておりますことから、出向かせていただきお祝いを申し上げることを差し控えている状況でございます。

しかし、今年度から、町長から実施自治会に対しまして敬老会に参加くださる方々のご長寿をお祝いするメッセージとして祝詞をお届けし、これまでの竜王町の発展に貢献されてきた高齢者の方々に感謝と長寿のお祝い、今後のますますの健やかな生活を祈念し、当日、主催者様に代読をお願いしているところでございます。また、竜王町では敬老祝金条例を制定し、多年にわたり社会の進展に寄与された高齢者の方に対して、敬老祝金を贈呈し、敬老の意を表し長寿をお祝いしております。

人は誰でも年齢を重ねることで健康面を含め多くの課題が出てまいります、誰もが住み慣れた地域社会で安心して暮らすことができるまちづくりに、町民皆様のご理解とご協力を得ながら取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、議員におかれましてもご支援を賜りますようお願い申し上げ、回答といたします。

○議長（寺島健一） 若井住民税務課長。

○住民税務課長（若井政彦） 山添勝之議員さんから、国民健康保険事業での表敬制度の再考についてご質問をいただきましたので、お答えします。

ご質問の国民健康保険事業での表敬制度とは、日頃より健康管理を行い医療給付をお受けになられなかった、いわゆる保険証を利用されなかった被保険者の方への表敬ということと受け止めさせていただくところでございます。

健康は誰もが願うものでありますし、自分の健康について日頃から気をつけ、健康管理に努めることは最も大切なことでございますし、また当然のことでもございます。このことを日々実践をし、意識され、お医者さんにかかれることがないということには、心から敬意を表するものでございます。

国民健康保険事業における表敬制度でございますが、現在、県内では2市町（近江八幡市・日野町）ほどで報奨という形で実施されているようでございますが、このことにより医療保険制度を受ける機会を抑制することにつながるのではないか、こういったことを懸念し、実施されない市町が増加をしたところでございます。

国民健康保険制度は、病気・けが・出産・死亡などに関して保険給付を行うことが主な目的でございます。誰でも、いつでも、どこでも医療が受けられる医療保険制度であります。さらに一步進んで、被保険者の健康が害される保険事故、即ち病気やけがの発生を未然に防ぐ、被保険者の健康の保持増進のための保健事業の取り組みも、また重要な目的でございます。「何か今日は身体の具合が悪い」、「少し熱っぽい」、そうしたちょっとした身体の変化に気づいた時にも我慢をせずに、それこそ、いつでもどこでもお医者さんに診ていただくことで、一日も早く元気になり健康のありがたさを実感することにもつながっていくのではないかと思います。

現在、健康管理をより充実したものにするため、関係する課や機関とも連携しながら、健康相談や若年健診、がん健診などの各種健診の実施、また特定健診・保健指導に取り組み、今日的課題となっております生活習慣病の発症と重度化の抑止を図り医療費の抑制につなげていこうとしております。

そして、これらとあわせパンフレット・医療費通知などを送付し医療と健康への関心を深めていただくための啓発など種々保健事業に取り組みしております。

また今日、町内の各地域におかれましても、地域の取り組みとして高齢者の方を対象に、「いきいきサロン」や「おたっしや教室」など積極的にお取り組みをされておりますことは、議員仰せの日々健康管理に努めておられる皆様の存在が、こうした取り組みに発展をしたものと感謝をいたすものでございます。こうしたさまざまな取り組みが有効に作用しながら、介護予防にもつながっていくものと考えるところでございます。

「身体が資本」などと言われます。健康であることは何にも替えがたい財産「宝」であります。この「宝」をちょっとした油断で壊すことのないよう、保健事業の取り組みは一層重要になってまいります。このようなことから、国民健康保険事業におきましては、表敬制度を実施いたしてはおりませんが、今後とも、保険給付はもとより「表敬」の気持ちを大切に、被保険者の健康の保持・増進、疾病の未然防止など関係機関等ともさらに連携を深め事業を推進してまいりたいと考えておるところでございますのでご理解賜りますようお願い申し上げまして、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 山添議員さんのご質問にお答えいたします。

議員仰せのとおり、諸先輩の皆さんが築いて来られたもの、今ある竜王町は先

人の皆様の努力があってこそのもであり、感謝の念を忘れてはそれこそ申し訳が立たなくなるという具合に心得ております。

町内各地域への老人会（敬老のつどい）へ出席させていただくことも、私の思いの中の1つではございます。現状では、これは物理的な面も実際ありまして、私は町で行われている老人クラブの大会、実は今日も大会でございます。こういったことはまま起こるわけでございます。大会、役員さんの会合、総会、幹事さんだけの総会もでございます。ゲートボール大会・スポーツ大会・グランドゴルフ大会、いろいろな催しをされておられます。私は、できる限りそういった会には出席させていただくように、時間の許す限り調整をさせていただいております。

そして、ただ出席させていただいて「こんにちは。どうですか」というごあいさつだけでなく、できたらその場で各お在所の老人クラブの皆さんへ一言ずつでも、「おはよう」「こんにちは」「お元気ですか」「どうですか」ということを回るようにいたしております。時間がなかなかございませんので、すべての家庭というわけにはなかなかまいりません。

また、万葉の里、あるいはデイハウス須恵の里等へ寄せていただきます。これは催しの時に寄せていただいているわけでございますけれども、寄せていただいたらこれはもう、そんなにたくさんの方がいらっしゃるわけではございませんので、おひとりおひとりに「これからもお元気で」ということを必ずお声をかけさせていただくように心得ておりますし、実行いたすようにしております。

ただ、議員さんがおっしゃるように、これですべてということではございません。就任させていただいて、これで1年半になってくるわけでございますけれども、以後また極力時間を見つけ出すようにいたしまして、できる限り町の会合あるいは老人クラブ皆さんへのもとだけでなく、青年団、いろいろな団体がございまして、足しげく顔を出すようにいたしたいという具合に思っているところでございます。以上、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 5番、山添議員。

○5番（山添勝之） ありがとうございます。今、町長から大変心強いというか、お言葉をいただきました。このようにしていますよというようなことで、私はちょっと理解していなかった面もお答えをいただきました。誠にありがとうございます。

先ほどの私の最初の質問の中で、「近江八幡の方」ということを申し上げていたのですが、この方は76歳で後期高齢者に属する方でございますけれども、

家族が4人で健康に暮らしているということで感謝をしているというようなこととおっしゃっておりますが、毎日散歩をしたりとかいうような話を、農業者の方ですけども、それで、先ほど若井課長の方から、表敬制度というのは県下に2つしかないからというような話もおっしゃいましたけども、決して、前の質問の時も言ったのですが、表敬がほしいから医者にかからないとかいうような、そんなばかげたことは誰も思っていないですよ。みんな、やはり悪くなったら医者にかかっていくというのは当然だと。これは誰でも認識しているところでございます。

ただ、結果としてそういうことになっておるから、そういう生活をなさっている方には、やはり町の方から「おめでとうございます」というか、そういう感謝というのは言葉が悪いかもわからないですけども、表せばどうかと、そういうように私は単純にそう思うのです。ごちゃごちゃといろいろと理屈をつけずに、はっきり言えば金もさほどかからないわけです。そういうことをしていただけませんかということをするのです。決して、お医者さんにかかっている人に対して、お医者さんにかかるのをやめなさいと私は思っておりません。私とてももう老人でございますので、毎月ちゃんと定期的に検査も受けに行っていますし、私の家庭もとてもこのような対象の家庭ではございませんので、いつもお医者さんにお世話になっておりますけれども、結局そういう方に感謝を我々はしています。お医者さんにもかかっておられないという家庭に対して感謝をしている。国民健康保険だけの話ですけども、そういうやはり、いろいろなしごらみがあるかもわからない。だけど、そういう気持ちをもって町がその人たちに対して、その家庭に対して表敬するのは、私は何ら問題はないのではないかと思います。再度よろしくお願いいたします。

○議長（寺島健一） 若井住民税務課長。

○住民税務課長（若井政彦） 山添議員さんの再質問にお答えをいたします。議員がおっしゃいますように、そうした健康な方々に表敬と言いますか、感謝の気持ち、そういったものを述べていく、そういったことはもちろん重要なことだと思っております。

あらゆる、国民健康保険事業にとりまして、いろいろな啓発機会等がございます。そういったことで、また少しでもお医者さんにかかることのないような、そういう啓発に力を入れていきたいというのは、先ほど申し上げさせていただいたところでございますので、そういった中でもそのような気持ちを啓発の中にも入

れて考えてまいりたいなというふうなことを考えておりますので、よろしくご理解賜りたいと思います。以上、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） この際申し上げます。ここで午後2時30分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時20分

再開 午後2時30分

○議長（寺島健一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番、山添勝之議員。

○5番（山添勝之） では、3問目お伺いいたします。まちづくりにおける「住」と「人口」との関係について。

現在、我が竜王町人口は約1万3,500人です。そして、団地として「美松台」「松が丘」「松陽台」「さくら団地」等があり、また、現在計画中ではありますが、IBM跡地に150戸の団地が予定されています。これらの団地がいっぱいに埋まると、もっと人口も増加すると考えられます。

私は地域創生まちづくり特別委員会の委員として、毎々ながら企業立地について審議をしております。そのたびに思うことですが、いかに企業誘致をしても、現在では従業員の方々に住まいを提供できないということです。確かに団地はありますが、土地付き住宅を購入することは多額の借金を考えなければならないという方々がほとんどではないでしょうか。

竜王町における7月末現在の高齢化率は、18.0%とのことです。現在、市街化調整区域で寮・アパート・マンション等の集合住宅を建設できない事情もありますが、今後はもっと県に働きかけ、それが可能に成るべく努力をしなければなりません。それにより企業誘致が進行し、人口の増加、高齢化率の低下と、まちづくりがなお一層進展していくものと考えます。当局におかれましては、県のままにならず、県を動かしていただきたいが、その件のお考えをお訊ねいたします。

○議長（寺島健一） 田中建設水道課長。

○建設水道課長（田中秀樹） 山添勝之議員さんの「まちづくりにおける「住」と「人口」との関係について」のご質問にお答えいたします。

竜王町の人口を増加させ、高齢化率の低下とまちづくりの一層の進展を図るため、住宅建設にあたって、県に働きかける努力をしなければならないとのご質問ですが、市街化調整区域内での開発につきましては、概念的に農林漁業用の開発

については開発許可不要で、それ以外の案件については都市計画法第29条に基づき開発許可を得る必要があります。

これらの開発許可の審査について、本町においては、県知事許可のため滋賀県が行っています。審査基準は、都市計画法に定められた基準で審査が行われており、審査基準に満たなければ許可されません。議員仰せの「竜王町のまちづくりのため、許認可にあたって県を動かしてはどうか」とのことですが、今日までも多くの許認可事務で県との協議を重ねてきております。結果といたしましては、「地域のまちづくりは地域で行う」ということで、市街化調整区域内でのまちづくりにおいては「地区計画制度」の活用により一定のまちづくりは進められるとのことです。

そこで、本町では、平成19年10月に「都市計画マスタープラン」を策定し、そのプランに基づいて、昨年4月30日に「竜王町市街化調整区域における地区計画制度の運用基準」を定めたところであります。この地区計画制度の活用にあたっては、今日までもご説明申し上げてまいりましたとおり、現在、その地区計画制度に基づいて「庁舎周辺の地区計画」「IBMグラウンド跡地の地区計画」に取り組み、地区整備計画を策定する予定であります。

本町としては、このような取り組みを進める中において、市街化調整区域内での開発については、現行の開発許可基準に基づく開発、さらに地区整備計画による開発等、竜王町として住宅が増え、人口増加を促進できるよう主体的なまちづくりに取り組んでまいります。以上、簡単ではありますが、山添議員さんへの回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 5番、山添議員。

○5番（山添勝之） ちょっとわからなかったところが多々あるのですが、簡単な例を1つ申し上げますが、私の知人で会社の経営者なんですが、その方は他市の方でございますけれども、相談を受けまして、その方は竜王に会社を持っておられますが、竜王で経営している会社の従業員を何とか竜王に住まわせて、そして従業員確保と言いますか、それをやっていきたいのだというところを相談されました。

というのは、その従業員というのは外国人でございまして、中国からお見えになっているわけですが、9名ほど、その方たちの住まいがないと。ところが、正規なルートで入ってきておられますし、竜王町にも住民登録を今はされておるのですけれども、その方々が外国人ではありますけれども、いわゆる竜王町民とし

てやはり「住」というものをもっと考えてほしいなど。

先ほど私の初めの質問に申しましたように、集合住宅というのが建てられないということでございますので、やはりその辺をもっと、当局にも相談しましたが、しかし、できないのだという一点張りでしたので、それでは県の言うことにあまりにも忠実というか、もうちょっと竜王らしいやり方で、もうちょっと竜王らしい方法で、それを可能にしてほしいなど、そういうふうにして、このような質問をさせていただいておるわけですが、何とか、県の方針でこのようにそういうものがないという答えだけではなしに、もうちょっと、「こうやったらできるのと違うかな」という、ちょっとでも、わずかなりの可能性をやはり探っていただきたいな、そのように思うのですけれども、課長、よろしくをお願いします。

○議長（寺島健一） 田中建設水道課長。

○建設水道課長（田中秀樹） ただいま山添議員さんから、まず竜王町らしいまちづくりとか、住宅施策をやってほしいということであります。特に集合住宅ということで、この件につきましては今日までもいろいろな場でお聞きもしております。その都度、調整区域では難しいということをお答えもさせていただいております。

幸い、竜王町におきましては市街化区域もございます。まず市街化区域の活用ということで、そこで住宅をできるということがまず1点ございます。

そしてもう1点は、先ほども申しましたように、地区計画制度ということで、これにつきましては今現在、IBMのところには地区計画を張りながら住宅をやっているということで、これは戸建ての住宅をということで、ここにありましたように150戸余りということで計画をしております。あそこにつきましては、周辺が住宅が密集していると。それにあわせて全体の土地利用の中で住宅をしていこうということで、地区計画ということで検討もしております。

特に市街化区域の中でなかなか難しいということがありましたら、1つの案と言いますか、地区計画制度だと思います。これにつきまして、いろいろな周辺の環境、竜王町の土地利用と合わせながら、その整合性が保てれば、集合住宅ができる可能性もあるとは思っております。ただそれは、あくまでも周辺の土地利用計画と合わせながら、そこでまたインフラ整備等もすべて合わせながら、そこに合致するかということで、その地区計画制度というのを、ここは戸建て住宅、ここは集合住宅ということも考えられないことはありませんが、あくまでも竜王町は

市街化調整区域というのが大前提がございますので、今現在考えておりますのは、市街化調整区域の中でのそういうマンション・集合住宅というのが主体的になるかと思っております。

議員さんのご質問のとおり、この集合住宅につきましては、まず市街化を増やすということも大前提にはなるところでございますが、こういう人口の減少時代になっていく上において、なかなかそういう住居系の市街化を増やしていくというのは、かなり今しんどい部分があるということも聞いています。今現在、私どもが考えておりますのは、先ほど言いましたように市街化区域の活用ということで、それをうまく活用しながら住宅施策もやっていきたいと考えております。以上、回答いたします。

○議長（寺島健一） 5番、山添議員。

○5番（山添勝之） 再度お聞きしたいと思いますけども、可能性がないわけではないというようなお答えだったかと思うのですけども、ご存知のとおり、今度、アウトレットモールができるということで、例えば150店舗からの店舗が入ったら、従業員さんもおいでだろうと。それは他市町から来てくださいよというだけでは、やはり竜王町の雇用促進の上からも、できるだけ竜王の方を使ってくださいよというようなところまでお願いしているわけですから、やはりそういうことを総合的に考えても、先ほど第1質問で申しましたように、「住宅地があるから住宅を購入してください。そこだったらいくらでも建てます」というようなことでは、はっきり言ってお金がある人はそれが可能かもわからないし、しかしながら、大きな借金を抱えてまでそれをできるかというところ辺の問題なんです。

だから、私はわずかなりとも可能性があるならば、それに向かって、実行に向かって進んでいっていただきたいと。現実には先ほど第2質問の時に例を出しましたように、知人の会社がそういう目にあっているわけですから、それがまたいろいろな企業誘致をした場合、そういう可能性もいくらでもあるということですから、それをやはり、あってからやっていくというのではなしに、やはり先手を打つと言いますか、決して先手とは思いません。今の時点では後手だと思うのですが、そういうふうには可能性があるというお答えをいただきました。ならば、それをやはり進んでいっていただきたいというように思うのですが、どうでしょうか。

○議長（寺島健一） 田中建設水道課長。

○建設水道課長（田中秀樹） 山添議員さんのご質問であります。

地区計画制度に基づいて集合住宅ができるという可能性があるという先ほど申しました。あくまでそれは地区計画制度における大きな枠組みではあります。ただ、竜王町におきましては、市街化調整区域というのがあって、そしてその周辺のいろいろな土地利用の中とかを考え合わせますと、なかなか、かなり厳しいという感じが実際のところは思っています。

そして、今現在、実行に向かってということで、今一番考えられるのが市街化区域、市街化区域の中でうまく土地利用を活用しながら、そこへ集合住宅をしていくというのが一番実効性があるということで考えております。

地区計画につきましては、そこに住まいする方とかその土地を持っておられる方のいろいろな意思決定があって、そこで町が支援していくわけですが、いずれにしても調整区域の中での周辺の土地利用の関係もございますので、今現在、私たちが考えております集合住宅につきましては、市街化区域内での建築ということを考えております。以上でお答えいたします。

○議長（寺島健一） 次の質問をお願いします。5番、山添勝之議員。

○5番（山添勝之） 各自治会からの「要望」の扱いについて。

毎年度当初に、多くの自治会から町に対しての要望書が提出されているものと思われま。内容的には、その自治会の安全性また発展性の件に関するものが大多数でありましよう。それは、ことにして昨年度、いや、もっと以前より継続されている件もあろうかと思われま。金額的に莫大な費用を要する件とか、あるいは金額に関係しない事象等、千差万別かと思いま。

そこでお訊ねしま。執行部はこれ等多くの要望書に対し、どのような措置をされているのか。また、当年度対応できなかった件に関して、何らかの返答がその自治会に行っているのか。また、同様案件が別々の自治会から提出されている場合の優先順位は、どのように決定されておられますのか。以上、お伺いしたいと思いま。

○議長（寺島健一） 杼木政策推進課長。

○政策推進課長（杼木栄司） 山添勝之議員さんからの「各自治会からの「要望」の扱いについて」のご質問にお答えいたします。

毎年度、各自治会長様からは、時期を問わず種々のご要望をいただいているところであり、いずれも地域の住みよい環境改善のため、自治会長様の日夜のご努力には敬服をいたしておいま。

お寄せいただく案件は、近年の傾向といたしまして、道路や橋梁の改善・改修

をはじめとした住環境整備への要望が多く、その他防災の観点から河川改修への対応と調査、防犯への配慮から防犯灯設置など、幅広くご要望いただいている状況であります。

さて、これらの切実なる自治会様からのご要望に対しまして、町も誠意をもって対応させていただいているところでございますが、過去においてはその時の区長会でも、「町の回答が不十分である」とのご指摘をいただいたことも事実でございます。

こうしたことから、昨年度平成20年度より各種の要望に対する対応手順を確立してまいりました。その対応手順につきましては、まずは第1に、窓口の一本化を図らせていただくことといたしました。ご要望のため役場へ来られた自治会長様がたらいまわしにならないように、窓口の一本化を図り、私、政策推進課がその窓口となり一元管理するとともに、内容要望への具体的な対応につきましては、その部門の主監を中心に各担当課で内容を精査し、十分に調査した上で、最終的には政策推進課より回答を申し上げるといった体制をとっております。

次に、2点目の「年度対応ができなかった件について」ですが、原則的には要望事項に対しまして概ね1か月のうちに何らかのご回答をすることを基本といたしております。どうしても調整に時間が必要な場合は、遅くとも年度内にはその時点における回答を差し上げるよう努力をいたしているところでございます。

なお、回答の方法につきましては、文書回答を基本といたしておりますが、内容・時期等によっては口頭によるご説明の回答で済まさせていただく場合もございます。

最期に、3点目の「要望事項に対する実施等の優先順位について」であります。まずは関係課が内容の聞き取りや現場の状況調査をさせていただき、工事等の必要なものは限られた予算の中でございますので、十分な庁内検討を行った上で、基本的に住民生活に大きく影響のある緊急性の高いものから実施をさせていただいているのが現状であります。

ちなみに、平成20年度におきましては49件・56項目にわたる要望が21の自治会から寄せられて、ご返答させていただきました。また、平成21年度におきましては現在33件・45項目にわたるご要望が14自治会から寄せられている状況であり、先ほど申し上げました手順に従いまして、順次ご返答させていただいているところでございます。

いずれにいたしましても、自治会からのご要望は地域の切実なる思いとして重

く受け止めております。しかし、回答内容につきましては、地域のご要望どおりとならない場合もございますが、できる限りわかりやすくすみやかな回答に努め、また、年度を繰り越さないよう対応してまいり所存でございます。

以上、山添議員さんからの「各自治会からの「要望」の扱いについて」のご質問の回答とさせていただきます。以上でございます。

○議長（寺島健一） 5番、山添議員。

○5番（山添勝之） ありがとうございます。

お答えをいただいたわけですが、実はこの問題を一般質問するにあたって、だいたいどのような要望書が担当局の方に出ているのかなというふうに思いまして、この要望を見せてほしいとお願いしたら、断られたというところがございます。なんで断られるのかなというように思うのですが、決して悪いことをするつもりもないし、ただ、こういうところで、いわゆる答弁の証拠としてちょっと見たいかなというふうに思ったわけですが、その辺をお聞きしたいのと、どうして私のもとにその要望書を見せていただけないのかというところをお答え願いたいのと、もう1つ、これはある方から聞いたわけなんですけども、別に今年の話ではございませんけども、うちの部落、あるいは私は町長をよく知っている、仲がいいということで、町長の方に直接そういうことをお願いに行かれるというようなことを聞いたことがございます。そういうことは実に順序に則ってないやり方かと私は思っているわけです。今ないとは思いますが、もしそういうようなこと、あるいは「担当の主監あたりをよく知っているから、私はそちらの方へ直接行くのだ」というようなことが発生しているのかどうかというところ辺は私はわかりませんが、その辺の当局のお考え方を、2点よろしくお願いたします。

○議長（寺島健一） 杼木政策推進課長。

○政策推進課長（杼木栄司） 山添議員さんからの2回目のご質問について、お答えをさせていただきます。

要望書の閲覧というようなことであったかと思えます。一般的な行政文書として取り扱いをさせていただいております、その流れの中で、窓口の方で単に閲覧ということについてお断りをさせていただいたというようなことで解釈をしております。以上でございます。

○議長（寺島健一） 川部総務政策主監。

○総務政策主監（川部治夫） ただいま山添議員さんから、町に対するご要望の中で、

特に町長ならびに主監の方へ直接、政策推進課長が申しあげました町の要望のルールのとりのまとめ以外で要望等がなされていないかというご質問がございましたけれども、私どもが町長にお聞きする中、さらに私どもの主監の中では、一応このルールに乗って処理をさせていただくというようにしておりますので、それぞれ要望がありましても、このルールに乗って改めて文書にさせていただくということで、特に自治会からにつきまして直接こういう、それぞれ町長ならびに主監の方にもし行かれても、一旦、政策推進課の方で窓口対応をさせていただくという形にしておりますので、特に町長の方にもいろいろ業者の方も秘書を通してあるわけですが、はっきり町長の方はお断りをさせていただいておりますので、直接そういう形の対応はしないという形で、きちんと窓口を通していただくということをルールにしておりますので、そういう要望はされていないと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 次の質問をお願いします。5番、山添勝之議員。

○5番（山添勝之） それでは、最後の質問をさせていただきます。私の今申しあげる質問に対して、先ほどの1番の蔵口議員の続きになるようなことになるかとは思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

平成22年度予算（案）作成について。昨年に引き続き、21年度も普通交付税は不交付団体となりました。実に5年連続であります。20年度での財政力指数1.233（3カ年平均）、経常収支比率は80.7%であります。実質公債費比率が18.4%と、地方財政法などの規定による公債費負担適正化計画の策定を余儀なくされてしまったわけでございます。平成21年度も、去年からの景気・経済状況の悪化等の影響を受けて、法人2税の減収が大いに懸念されるところであります。

そこで町長にお訊ねいたします。住民サービスを低下させることなく、多くの町民が満足感を味わえる予算の作成をどのように立てられるのか。「欲少なく足るを知る。足るを知りて分に案ずる。」と言います。今こそ、町長の手腕の見せどころではないかと思いますが、お考えをお伺ひいたします。

○議長（寺島健一） 松瀬総務課長。

○総務課長（松瀬徳之助） 山添勝之議員さんの「平成22年度予算（案）作成について」のご質問にお答えいたします。

議員仰せのとおり、本町は平成21年度における普通交付税の算定におきまして、基準財政需要額が25億582万7,000円、基準財政収入額が28億6,

127万1,000円となり、基準財政収入額が基準財政需要額を3億5,544万4,000円上回ることとなったことから、平成17年度から5年間連続して普通交付税の不交付団体となり、一般的には、財政が豊かであると判断されたものと理解しております。

しかしながら、実質公債費比率は、地方財政法の規定による早期是正基準を上回る18.4パーセントとなっております。さらに、折からの景気後退に伴う法人町民税の減収をはじめとした財源不足への取り組みにつきましては、先の蔵口議員のご質問での回答のとおりでございます。

住民サービスを低下させることなく、多くの町民が満足感を味わえる予算の編成についてのご質問についてでございますが、今回これまで本町が実施してきた各事業について、その必要性・妥当性・継続性等を再度精査し、必要な見直しを行い、本町財政の体質改善を図ることにつきましても、先の蔵口議員の質問に対する回答で申し上げたとおりでございます。

この取り組みを行うにあたりましては、各事業においては、昨今の住民主体のまちづくりの流れや適切な費用負担の配分等の視点を柱に、行政が担うべき役割、住民が担うべき役割を話し合い、事業の再精査を進めたいと考えております。今後、再び税収が大きく減収する時期もあろうかと存じますが、限られた財源を漫然と消費することなく、行政サービスのあり方を熟考し、取り止めるサービス、切り詰めなければならないサービス、伸ばしていくサービス、新たに生み出すサービス等財政改革プランの策定の中において検討を進めてまいりたいと考えておりますので、なお一層のお力添えをお願いして、山添議員さんの「平成22年度予算（案）作成について」のご質問の回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 山添議員さんのご質問にお答え申し上げます。財政に対する取り組みは、概ね、先ほどの蔵口議員さんのご質問でお答えをさせていただきました。さらに付けくわえさせていただきます。

平成19年度決算に基づく単年度の実質公債費比率が21.8%でございます。単年度の数字でございます。この数字、私は報告を受けました時に、これは竜王町の財政、大変だなという思いを強く持ったところでございます。これは先年、皆様方の前でお話しさせていただきました。

その時、竜王町の財政は厳しいものがあると実感したものでございますが、この報告が過去3カ年にわたる数字の平均でもって報告するのだということも、そ

の時初めて知りました。そして、報告いたしました数字が、昨年度、実質公債費比率15.8で報告したわけであります。単年度では18をはるかに超える21以上、報告は15.8と、こういうことが起こっておったわけでございます。

私は、議員ご承知のとおり、民間の出身でございます。民間の財務調査・税務調査、その報告はその単年度ですべてでございます。その時に、民間とはやはり自治体は大きな差があるのだなという具合に感じたものでございます。

平成20年度の決算数字から、実質公債費比率は18.4%の数字になったものでありますが、やはり1日でも早く18%以内にもっていくことが竜王町の急務な課題であるということは、蔵口議員さんのご質問でもお答えさせていただいたとおりでございます。

平成22年度予算編成に際しての取り組みについては、先ほどお答えさせていただいたとおりでございますけれども、内容につきましてご理解いただけたのではないかと存じますが、やはり住民サービスが低下しないようにすることと、予算の縮減とでは相反することであるとも言えるわけでございます。そこに予算編成に取り組むこれからの私の責任の大きさ、重大さ、これをしっかりと今認識をさせていただいているところでございます。

今作業中であります財政改革プランは、竜王町が、先ほども申し上げましたけれども、将来に資源を生み出すための取り組みでございまして、私は、今の試練が竜王町の将来にとりましてたくましく再生いくのだという、良き転機に今がなるのではないかなという具合に考えているところでございます。

野洲市では、一般財政170億予算を、初年度10億縮減される財政改革プランを立てておられます。次年度はさらに10億縮減ということでございます。都合、150億円まで削減をされる財政改革プランを出されました。皆様方も新聞等の報道でご存知のことと存じます。私はこの野洲市の財政改革プランを見させていただいて、竜王町として学ばせていただくところがたくさんあるという具合に判断、考えておるところでございます。

そして、野洲市のその取り組みでございまして、単に今、市長さん以下の行政だけではございません。そのもとには、議会の皆さんも自主的にいろいろと案を出されているようにお聞きをいたしております。そして、そこに加えること市民の皆さんも今、一体になってこの150億円に向かって進んでおられるということを目の当たりにいたしているようなところでございます。

竜王町にとりまして一例ではございますが、株式会社みらいパークは今春より

体質をスリムにいたしましてスタートさせていただいております。道の駅、アグリパーク共に、お互いに積極的にアイデアを重ね、集客の数も増えていきますし、何よりも売上高を伸ばしてもらっているという実態でございます。これは委員会の場でもご報告申し上げました。中期・長期の経営計画も作成してもらっていますが、私が指示するまでもなく、担当者の皆さんは、将来に向かってその計画数字・経営数字の中に、今、町からお渡しをしている指定管理料（委託料）を縮減する形で計画をつくってくださっています。私はこの取り組み、さらにはアグリパークにおきましては直売所が狭うございます。そして、地元の皆さんからも、もうちょっと広くした方がいいのではないかと、お客さんが並んで大変ではないかというお声も聞いております。

そこで、今度、拡張の計画を立てていただいているわけでございますけれども、この資本準備をアグリパーク・みらいパークの中で、自己の資本の中で取り組まれるということでもあります。この取り組み、こういった動きはこれからの町の財政に対しまして大きな大きな貢献、力になるという具合に思います。ですから、今、私はみらいパークの代表でもございますが、力強い動きになってきたという具合に喜んでいるところでございます。

それから、町のお金が渡っている先々、こういったところの取り組みの中で同じような動きがやはり出てきてほしいなというのも、偽らざるところの思いでございます。それにつきましては、やはりこれから何回でも膝を突き合わせていただいて、話し合いをさせていただいて、そしてご理解をいただきながら、来期の予算編成に向かいたいという思いでいるところでございます。以上、簡単でございますけれども、言葉足りませんすけれども、来期の財政、あるいは予算編成に向かう私の姿勢の一端でございます。回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 5番、山添勝之議員。

○5番（山添勝之） ありがとうございます。ただいま町長から、みらいパーク竜王においては、指定管理料も減らしていくのだというような話で、誠に私の考えとしては結構なことかなと思っております。

それで、これは竜王だけがどうこうなる問題ではございませんが、ご存知のとおり、中央の方では政権交代されて、知っているとおりでございますが、ダムの工事の中止だとかいうような話、あるいは補助金がどうなるか、そういうところ辺まで含めて、竜王にとっては普通交付税の不交付団体でございますので、補助金の問題についてはそうそう深刻さが増しているわけではないかもわかりませ

ん。しかしながら、県に対しての補助金の例えば減額等々があるようならば、やはり我が町にとってもその影響は多大なものに出てくるかなというふうに思います。

財政の問題というのは、いわゆる歳入の問題でございますので、いかにたくさんお金が入ってくるか、税金を含めて、地方税を含めて、ということでございますので、それを先ほどから私は第1質問のところで申し上げておりますが、「足るを知りて」というようなことを言っております。いかにたくさん歳入があるかということによって、財政も潤うかどうかということは当然のことです。その辺の、入ってくる方のことをやはりこれから考えていってもらわないとだめかなというふうに思っておりますので、まちづくりという面においても、そういう、今私が担当させていただいております地域創生の話でも、そういうところ辺で向かって進んでいっておるわけでございますので、執行部の方もそれに向かって、実現に向かって、歳入を増やしていくということに対してやっていただきたいと思っておりますけども、最後にその辺のお考えをひとつよろしく申し上げます。

○議長（寺島健一） 松瀬総務課長。

○総務課長（松瀬徳之助） 山添議員さんの再質問にお答えをいたします。

歳入の確保をいかにするかなというふうでございます。非常に歳入の確保、重要なことかなというふう考えております。議員も仰せのとおり、今現在、県有地とか町有地におきます企業立地、こういった推進もしていただいております。それとまた、住民の増加とか住宅地の開発、こういったことはやはり直接、町の歳入に関わってくるかなというふうに考えております。そういったことから、こういった事業の推進というのは非常に重要であるというふうに思っております。

それと、先ほどの蔵口議員さんの回答の中でも申し上げておりますが、やはり受益負担という部分にかかりましても、一度見直していく必要もあるかなというふうに考えております。そういった中から、歳入の確保というものにも努力をしていきたいと考えております。以上、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 10番、小森重剛議員。

○10番（小森重剛） 私は、危機管理体制について質問させていただきます。

先月、兵庫県佐用町を襲った豪雨においては多くの方が亡くなられ、今もなお片付けに追われておられるところです。この豪雨では、夜間避難所に向かう途中の家族が流されるなど多くの住民が犠牲になられた一方、自宅2階に逃れ助から

れたケースも報告されています。佐用町では、「想像を絶する増水の早さで、手の施しようがなかった。夜間で見通しが利かず、浸水の状況も把握しにくかった」と判断の難しさを認め、「避難することで危険になることを教訓にしたい」とも述べられております。また、兵庫県も「災害には『まず避難所へ』が原則だが、今後は、緊急事態の場合には状況に応じて自宅待機と組み合わせる必要もある」と述べられています。

このことは、竜王町に住む私たちにとっては他人事ではなく、町内に1人の犠牲者も出さないための危機管理体制および避難体制が、子どもからお年寄り・要援護者も踏まえた体制となっているのか不安でなりません。洪水における「円滑かつ迅速」な避難を確保するため、町民に配布されている洪水ハザードマップにおいては、氾濫域として日野川のみが示されており、沿川住民が心配されている祖父川などの情報が示されておらず、いかにもその他の地域は安全であるかのように錯覚を覚えるものです。

これらのことを踏まえ、まず、水害に対する町の危機管理体制についてお聞きします。また、避難勧告の発令は町長の判断が重要となってまいります。その判断基準についてどのように定められているのか、お伺いします。あわせて、防災資機材庫（水防倉庫）の設置基準等についてもお伺いします。よろしく願いいたします。

○議長（寺島健一） 福山生活安全課長。

○生活安全課長（福山忠雄） 小森重剛議員さんの「危機管理体制について」のご質問にお答えいたします。

自然災害はいつどこで発生するか、その予測や予知をすることは大変難しく、まして自然災害の発生そのものを防ぐことは、現代の科学技術をもってしてもできないと思われまます。今、日本国内や世界中で集中豪雨・地震・山火事などの災害が頻繁に発生しており、兵庫県佐用町での集中豪雨による被災地では、多くの尊い人命と貴重な財産が失われました。

竜王町におきましては、近年、大きな災害はございませんが、しかしながら、いつ何時災害に見舞われるかわかりません。今一度、町民皆様に災害に対する知識や行動を常日頃から身をもって備えていただきたいとお願いするものでございます。

このような思いで、過日の9月6日には竜王町総合（合同）防災訓練（地域自主防災組織訓練・災害対策本部設置訓練）を実施させていただきました。各地域

自主防災組織訓練では、安否確認・避難・救出救助や、災害時要援護者支援訓練などを実施していただき、これらの訓練が年間を通して1回でも多く各地区の地域自主防災組織で取り組んでいただけますよう支援させていただきたいと考えておりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご質問いただきました1点目の「水防に対する町の危機管理体制」でございますが、竜王町災害初動マニュアルならびに竜王町地域防災計画に基づきまして、竜王町水防本部を設置し、気象情報により段階的に、水防第1配備(県南部地域や東近江地域に気象警報が発表された時)、水防第2配備(局地的に災害が発生または災害が確実に予測される時)、水防第3配備(災害が発生し、町長が必要と認めた時)と、体制を強化いたします。

なお、水防第1配備の前に県南部地域や東近江地域に気象注意報が発表されますと、生活安全課ならびに建設水道課によりまして、警戒第1号体制を設置し、各河川の増水等の状況監視をいたしております。各配備体制を設置しました場合には、県・警察署や消防本部に速やかに通知するとともに、水防本部の各班(総務班・広報班・情報班(収集・整理伝達)・応急対策班・救護班)の機能を立ち上げます。

次に、2点目の「避難勧告の発令判断基準」でございますが、まず「発令基準」は、①^{はんらん}氾濫警戒情報が発表された場合、②破堤につながるような漏水等が発見された場合、③近隣で浸水が拡大している場合、④既存の公表されている各種情報を踏まえ、総合的見地から住民の避難が必要と考えられる場合であります。「判断基準」は、現場の消防団・河川管理者・彦根地方気象台・民間気象情報会社等からの情報(雨量・水位等)を入手し、十分な情報交換・意見交換を行うとともに、現場の巡視報告、住民さんからの通報等を参考にして総合的に判断を行うこととなっております。なお、発令区域につきましては、浸水想定区域図に基づいて決定することとなっております。

次に、3点目の「防災資機材(水防倉庫)の設置基準等」でございますが、現在、竜王町の水防倉庫は第1防災区(南部地区防災センター岡屋水防倉庫)、第2防災区(竜王町防災センター)、第3防災区(コミュニティ消防センター 鶴川水防倉庫)の合計3ヶ所に設置いたしております。なお、「防災資機材(水防倉庫)の設置基準等」は、水防法におきましても特段の定めはございません。しかしながら、各防災区の水防区域および危険箇所の状況や水防計画での位置づけ、地元地区との調整を図りながら、その整備計画の検討を進めてまいりたいと考え

ておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、小森重剛議員さんの「危機管理体制について」のご質問の回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 小森重剛議員の「危機管理体制について」のご質問にお答えいたします。

兵庫県佐用町では、避難場所に指定されたところが川原であり、このたびの増水では、避難所そのものが濁流に飲まれるという事態になっています。1日の降雨量が200mm～300mmという域に及びますと、全く予想のつかない災害になる、よき例と言えると存じます。

また、避難の勧告・指示を出すに際しましては、状況判断を正しく行わないと、既に水であふれている道路へ出たため、流され死亡されたという佐用町の例から、災害をより大きくしてしまうことにもなるわけでございます。例えば悪いかも知れませんが、先日、和歌山県ではインフルエンザの病状にある生徒が出ているにもかかわらず、運動会とか行事を行ったために、一気に拡大を見たという事例が、9月17日付の新聞記事になっておりました。

私は災害対策本部を立ち上げるに、その長といたしまして、常に状況判断を誤らない様にするため、情報の収集を正しく行うこと、また、日常の訓練を通して、その収集方法についても学ばせていただかねばならないと考えているところでございます。

さらには、災害予防こそが最も重要なことでもありますので、日常の点検も怠らないようにいたさねばならないと考えているところでもあります。一例ではありますが、全町の橋梁について安全点検を実施いたします。ほか、住民の皆さんから情報をいただき、また、いただいたならば現場を確認させていただいて、災害マップをより充実すること、書き込み作業をしっかりと行ってまいる考えでございます。

以上、小森議員さんの「危機管理体制について」のご質問にお答えさせていただきます。

○議長（寺島健一） 10番、小森議員。

○10番（小森重剛） 回答いただきまして、ありがとうございます。

前回、去年の9月の定例会にも、これは「集中豪雨の対策について」ということで質問させていただいたのですが、今回は「危機管理体制」ということで、皆

さんご存知のように、竜王町各在所全部、中小河川に囲まれた集落となっております。本町の豪雨にする洪水のメカニズムですけれども、まず道路の側溝や用水路があふれます。その後、中小規模の河川があふれ、日野川の水位の上昇に伴い、これらの中小河川の排水が遮られる状況に陥ります。そして、内水が冠水し、最終的には日野川の氾濫というふうに順序立ててなるのが現状でございます。

そこで、先ほど申しました中小河川、日野川をはじめ祖父川・惣四郎川・新川、いずれも天井川でございますので、特に祖父川・日野川寄りが高い堤防であり、その沿川では反乱水の勢いにより、家屋が流される心配があります。沿川住民は、内水が冠水する以前に避難を完了させる必要がある。そのため、子どもやお年寄り・要援護者の方を安全に避難させる時間を考慮した避難勧告の発令が必要であると考えられるわけであります。発令のタイミングが非常に難しいと思います。安易な判断や勧告の遅れが多く犠牲を生む結果となるわけでございますけれども、伊勢湾台風（昭和34年）、それから28年、もう1つ前ですけど、これにつきましては台風13号、これは浄土寺で役者さんが流されて5名の方が亡くなられたということで、それにつきましては県下一番に洪水マップ・避難マップを作製していただいた、そこの中にも弓削の所の写真が出ておりまして、その中に浄土寺が破堤しましたよとあって、鳥居が沈んだような状況がございます。こうなったらもう全然ここにおる者は動けないわけでございます。そのために早くしてほしいということで、前置きが長くなりましたけれども、これにつきましては、実は水防計画書、これもいただいてちょっと勉強もさせていただいたのですけれども、先ほど、常に情報、情報と、町長のお話も、また生活安全課長のお話の中にも「情報」というものがございましたけれども、この情報を町民全員が一元化をするために、情報伝達が必要であろうかと思うわけでございますけれども、彦根気象地方気象台なり、また県の危険管理のところからは、直接、町へは防災無線なり、また特別回線でもって連絡・情報が入ろうかと思っておりますけれども、その情報をいかにして町民にいち早く知らせ、周知徹底を図るかという方法については、この図面でも示されておりますように、「有線」と書かれております。現在、有線放送も加入者が減少している中で、本当に現実に合った、「有線」と書かれておるこれが、情報を一元化する中でマッチしておるのかということが案ぜられてなりません。そのためには、町としてはどのような伝達方法でその情報を一元化していくおつもりなのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（寺島健一） 福山生活安全課長。

○生活安全課長（福山忠雄） 小森議員さんの再質問の「住民さんへの情報伝達の手法について、どのように考えているのか」というお尋ねでございます。

議員が仰せられましたように、私どもは有線放送もその有効な手段の1つと考えております。しかしながら、町内には有線放送がない地区等もございます。すべての住民さんに水害等の情報を伝えるにあたりましては、町の広報車あるいは町の職員が各地区に出向きまして、区長さん等に情報を伝えさせていただくということも考えております。

しかしながら、今後、防災行政無線の設置ということも視野に入れまして、より多くの方が同一の情報を一元的に享受できるようなシステムの構築について考えていきたいと思っております。

なお、現在、有線放送の施設も老朽化しているということもお聞きしておりますので、これの今後の対応なり、それに合わせた防災行政無線の構築に向けて、議員皆様方のお知恵もお借りしながら進めてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。以上、小森議員さんの再質問のお答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 小森議員さんのご質問に追加でお答えをさせていただきます。

まず1点目でございますけども、今、県とはホットラインになっております。私と知事・副知事、それと東近江の総合事務所の所長さんでございますけど、それと県の小椋管理監、このメンバーはいかなる時でも連絡が取れるようになっております。いざという時には、すぐ応援を求められるというシステムになります。

それから、この前お話をさせていただいたと思うのですが、彦根気象台が警報なり注意報を出すわけでありまして、東近江に大雨注意報が出ていると、ところが竜王町はそんなに大したことないと、こういったことがまま起こるわけで、このところ、集中豪雨というのは本当に限られた場所に限られた時間帯にすごい量の雨が降ると、こういう実態でございます。したがって、これは彦根気象台からお話を聞いているところでありますけれども、滋賀県の竜王町・東近江市、あるいは日野町と、こういう単位でこれから警報なり注意報を出させていただくように向かうというお話もお聞きをしたところでございます。

私、そういう実態になりますと、やはり判断も正確に正しくできるのではないかなど。そしてまた、早い目に予防と言うのでしょうか、戸惑わなくてもいいような行動がとれるのではないかなどという具合に思っているところでございます。

以上、追加でお答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 10番、小森議員。

○10番（小森重剛） ありがとうございます。先ほど課長もおっしゃいましたように、ひとつ早急に情報伝達の構築をお願いしたいなど、かように思います。

先ほど2点目で申し上げました水防倉庫の関係なんですけど、第1防災区・第2防災区・第3防災区とって区別をされて、しておられますという中身でございます。なぜ私がこんなことを申し上げるかと言うと、以前あった所に実はなくなったという話でございます。これが実際あったものがなくなったと。これはどういう経緯でなくなったのか知りたいなど。ましてや、一度でならず二度も三度も冠水をした場所があるにもかかわらず、そこにあったものがなくなったというのはなぜなのかというのが1つお聞きしたいなど、答えられる範囲で結構でございます。

それと、県の水防計画書におきましても、19年度につきましては弓削地区の第2水防倉庫として記載がされております。20年度の滋賀県防災水防計画につきましては、もうここで抹消されておると。それがいつの間にか岡屋の、先ほど申されました防災センター、第1防災区に、そして位置付けは日野川の防災区のものとすりかわっておると、3つあることには間違いないのですが、3つは3つでも、上は鶴川・小口、小口というのはこの防災センターですが、それと岡屋と、下方面は何も水防倉庫がない。いつの間にか下方面にあったものがなくなったという経緯。それと、これについて今後いろいろなことを考慮されまして、復活・再生させるお考えがあるのか、ないのか。あわせてお伺いをして、私の質問とします。

○議長（寺島健一） 福山生活安全課長。

○生活安全課長（福山忠雄） 小森重剛議員さんの再々質問にお答えをいたします。

避難場所あるいは避難経路・避難の方法等につきましては、今後、各地区それぞれ状況が異なりますので、先ほど申し上げましたように、早い段階で周知徹底をし、避難勧告が「カスぶり」でもいいなというようなスタンスで、今後考えていきたいと思っております。

それから、旧の弓削水防倉庫につきましては、地元の個人さんの私有地に昭和30年ごろ建築されたものとお聞きしております。施設の老朽化と相なりまして、地元自治会が当該地を有効活用される計画に伴いまして、種々検討・協議いたしました結果、平成15年8月に当該施設を解体・撤去いたしましたものでございます。

ご承知のとおり、跡地は現在では駐車場として利用されております。

なお、現在、竜王町の水防倉庫は各防災区に1ヵ所、先ほど申し上げましたように計3ヵ所設置いたしておりますが、特に日野川沿川の防災上、水防倉庫の機能を一部有する施設、例えば自主防災資材備蓄倉庫の整備等の考え方もあるのではないかということも思っております。今後は、地元地区の皆様と調整を図りながら、その整備計画の検討についても考えてまいりたいと思っておりますので、どうか格別のお力添えをいただきますよう、よろしく願いいたします。

続きまして、2点目の「平成19年の県の水防計画に弓削の防災倉庫が掲載しておったけれども、20年度にはなくなっていた」ということでございます。ご指摘の20年度は、これは岡屋水防倉庫ではなく竜王町の防災センターにマーキングをさせていただいたものでございます。

なお、竜王町の第2防災区の水防倉庫につきましては、平成15年に竜王町の防災センターが竣工いたしました。その時点におきまして、竜王町の水防計画では弓削の水防倉庫から竜王町の防災センターに水防倉庫の記載を変更しております。その記載の変更が県の水防計画の方に修正されていなかったということで、平成20年にそれを修正させていただいたわけでございますので、決してある日突然削除させていただいたということではないということで、これは県の毎年1回調査がございました。修正箇所等、あるいは訂正箇所等の調査がございました。その経年の調査に基づいてご報告させていただきまして、その結果、県の水防計画書に変更になったと、こういう経過でございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。以上、小森議員さんの再々質問についてのお答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） この際申し上げます。ここで午後3時55分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後3時44分

再開 午後3時55分

○議長（寺島健一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、大橋議員。

○2番（大橋 弘） 私は、アウトレットパークへの来客用駐車場について、お尋ねをします。

（仮称）三井アウトレットパーク滋賀竜王については、来年8月の開業に向け、今、急ピッチで工事が進められております。アウトレットパークへの来客者数は、

年間4百万人程度と想定されております。来客者用駐車場については、施設内に3,300台、竜王インター南交差点周辺に1,800台の駐車場を設置する計画であります。来客者の65%が竜王インター利用者で、湖南省方面からが10%、国道8号方面からが20%と予想されております。

開業時はもちろんのこと、その後においても土・日・祝日等には相当混雑することが予想されます。こうした時に、施設内およびインター南交差点周辺の駐車場に車を誘導することは、かえってインター周辺の交通混乱を引き起こすことになると思われまます。そこで、国道8号方面からの20%の来客用駐車場についてどのように考えておられるのかにつきまして、お尋ねいたします。

○議長（寺島健一） 田中建設水道課長。

○建設水道課長（田中秀樹） 大橋弘議員さんの「アウトレットパークへの来客用駐車場について」のご質問にお答えいたします。

大型商業施設アウトレットパークにつきましては、平成22年夏オープン予定で、第1期として店舗数が150店舗で年間予測利用者数が約400万人、駐車場につきましては、施設近接に約3,300台、施設周辺で約1,800台が計画されています。利用者の大半は京阪神・北陸と予想され、竜王インターを利用される予定ですが、名神高速道路だけでなく周辺国道8号・国道477号の利用も見込まれます。このため、議員皆さん、周辺自治体から交通混雑緩和についてご指摘もいただき、4月に交通対策協議会を設置し、その解決策について協議を重ね検討していただいているところであります。

オープン直後、平日を除く休日・祭日には入場者も多く予測されることから、渋滞対策として臨時の駐車場、さらには、施設直近でなく少し離れた周辺にも駐車場が必要であるのご意見も伺っているところであります。

議員ご質問にあります国道8号方面からの駐車利用につきましては、平日の場合でしたら施設内の駐車場利用が可能かと思われまますが、休日等については、周辺での臨時駐車場が必要であると認識しております。町といたしましては、周辺にあります国道477号沿いの町有地・自治会用地・工場用地などの候補地があり、土地関係者と協議の上、臨時駐車場に活用できるよう検討していきたいと考えております。

以上、誠に簡単でありますが大橋議員さんへの回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 2番、大橋議員。

○2番（大橋 弘） アウトレットへの国道8号方面からの休日等には、車での来客

台数は何台ぐらいと考えておられるのかについてが第1点。

2点目としましては、駐車場1,000㎡当たり何台ぐらいの車が駐車できるのかについて。

3点目といたしまして、ただいま休日・祭日等には多くの来客者が予想されるため、国道8号方面からの来客用駐車場として、国道447号沿いの町有地また自治会用地・工場用地を駐車場の候補地として検討していると、このように答弁をいただいたわけですが、その具体的な場所につきまして、どこなのか、お伺いをしたいと思います。以上3点よろしく申し上げます。

○議長（寺島健一） 田中建設水道課長。

○建設水道課長（田中秀樹） ただいま大橋議員さんから再度の質問をいただきました。3点のご質問を伺っております。

1点目につきましては、国道8号からの来客の台数ということであります。これにつきましては、大店立地法に基づく交通予測からしますと、国道8号からの進入台数につきましては、約1,700台ということで予測をしております。

2問目の1,000㎡当たりの駐車台数はいくらかということでございます。一般的には30～40台ということで見込んでおります。

3点目、先ほど回答しました中におきまして、国道477号沿いの町有地を含むその他の場所はどこかということであります。この場所につきましては、須恵地先にあります国道477号に面する西淵医院さんの北側の町有地と、その周辺に位置します自治会用地、また事業用地ということ考えております。これらの土地の活用につきましては、土地利用計画があり、また今後、事業者も含めて協議も重ねていきたいというように考えております。以上、3点につきましての回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 2番、大橋議員。

○2番（大橋 弘） 名神竜王周辺では、今現在でもピーク時には渋滞が生じている状況にあります。ここへ大型商業施設アウトレットパークがオープンをし、さらには高速道路が無料化にでもなれば、想像を絶する渋滞が予測されます。

こうした場合の渋滞対策の一環として、ただいま答弁をいただきましたアウトレットパークへの国道8号方面からの来客用駐車場として、須恵地先の町有地、さらには付近の自治会用地あるいは工場用地と、この辺がもうひとつ明確にお答えしていただけなかったのですが、もしも自治会用地あるいは工場用地はどこなのかということについて、ひとつお尋ねを再度したいと思います。ひとつよろし

くお願いします。

○議長（寺島健一） 田中建設水道課長。

○建設水道課長（田中秀樹） ただいま大橋議員さんから、再々質問をお伺いいたしました。町有地の隣接地はどこかということで、明確にしてほしいということでございます。特にこれらの土地につきましては、土地所有者のこともありますし、また事業者とのこれから協議もあります。それを受けましてということで、今明確にはできませんが、今後、事業者とのいろいろな打ち合わせの中におきまして、確定していきましたら、今度、土地所有者の方とも協議をしていきたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願いたします。以上です。

○議長（寺島健一） 2番、大橋議員。

○2番（大橋 弘） ただいま答弁いただきました国道8号方面からの臨時駐車場につきましては、ぜひ実現できるように、地域なり、あるいは土地所有者と早急に協議されますことを強く要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（寺島健一） 3番、村田通男議員。

○3番（村田通男） 竜王インターチェンジ南部の改良計画について。

6月に、国会および国土交通省に、町長を頭に町会議員・執行部が要望に行きました。竜王インターチェンジ南部地先の改良事業に対して、その時の国土交通大臣の反応には、我々議員は非常によい感触を得たと受け止めていましたが。今回の国政選挙において、政権が変わりました。今の政権の方針では、今までにない政策を実施しようと計画をされています。

高速道路の無料化、これが実施されれば、高速道路の渋滞は目に見えています。来年夏にはアウトレットパークが開業をし、開店当初は、今までの計画以上の渋滞が予測されるでしょう。また、平日の祝祭日は年間10数回あります。ダイハツ工業（株）は、平日の祝祭日を操業日としています。竜王町として一番の納税企業に対して、この問題点は何としても解決をしていかなければなりません。

また2区選出国会議員は、湖東三山スマートICに対し、平成25年度末には完成が予定されているにもかかわらず、IC設置期成同盟会には入っていなかったから、前の大臣の設置許可での計画は見直しが必要と主張しています。旧蒲生町にもスマートICが計画をされていますが、今後この計画もどのようになるのか、わからなくなってきた現状です。

こうした政権が代わった今日、町長として、県・国に対しての要望をどのよう

に進めていこうとされているのか。今後の計画や進め方をお伺いします。

○議長（寺島健一） 田中建設水道課長。

○建設水道課長（田中秀樹） 村田通男議員さんの「竜王インターチェンジ南部の改良計画について」のご質問にお答えいたします。

薬師地先における大型商業施設建設が、来年夏の開業を目指し着々と事業進行しておりますが、これの交通渋滞対策について、議員皆様方から3月定例会・6月定例会においてご質問をいただき、ご心配をいただいております。議員皆様方は、竹山町長同行のもと6月22日に国に対して、国道477号の道路改良ならびに竜王インターチェンジ機能強化について要望活動をしていただきましたが、概ねの説明でしたので、その具体性については協議会等の意見等を踏まえ今後の課題であると認識しております。

さらに、この交通問題については竹山町長から関係機関による交通対策協議を行い、竜王町の喫緊の課題解決のために、国道477号道路改良・竜王インターチェンジの機能強化等についても道路整備検討協議会で議論し、提言を踏まえながら、国・県等の関係機関からお力添えをいただきながら、一体となって進めていくと議会等にも説明されております。

ご質問いただいておりますように、竜王インターチェンジ関連道路整備検討協議会には、産業インターとして利用していただいている企業にも委員として参加していただいております。交通問題解決のためにご意見をいただいておりますところでもあります。

先の衆議院議員総選挙の結果から、道路交通施策の取組みについては現在のところ未知数であります。しかし、継続して竜王インターチェンジの機能強化については、国・県をはじめ関係機関に要望活動等を行ってまいりたいと考えておりますが、新政権化での目玉でもあります「高速道路の無料化」が公約として実施されますと、車の流れが大きく変わることが予測され、インターチェンジ自体の役割が大きく変化することも考えられます。今後、新政権の具体的な取組みが示されますが、本町といたしましては、竜王インターチェンジを含め、その周辺の道路整備については地域の活性化の根幹でもあることから、「竜王インターチェンジ関連道路整備検討協議会」から提言等をいただき、実行するため、県選出国會議員をはじめ関係機関への協議・要望等の働きかけを行っていきたいと考えておりますので、議員皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上、簡単であります、村田議員さんへの回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 村田議員の「竜王インターチェンジ南部の改良計画について」のご質問にお答えいたします。

民主党鳩山内閣が9月16日に発足し、政権交代がなされ、地方自治体としても戸惑いも感じられ、新政権や新議員との新しい関係構築が必要であるという具合に感じているところでございます。

県内では、湖東三山スマートインターに関し国会議員の公共事業関係の発言で、地元関係者がびっくりされ、その必要性について理解を求める協議をされた情報も聞き及んでおります。本年6月に設置許可がおりており、県や地元の市町は計画通り進めるという姿勢に変わりはありません。湖東三山スマートインター・蒲生スマートインターについては、情勢の変化等その動きを竜王町としてしっかり見定めることが肝要であろうかという具合に考えているところでございます。

竜王町におきましては、竜王インターチェンジ関連道路整備検討協議会を4月に設置し、関係機関との協議等検討していただいております。10月7日でございますけれども、第3回目を開催し、まとめていただく予定でございます。短期、これは商業施設が開業となるまでの期間でございます。中期、これは計画にあがっております蒲生スマートインターチェンジがオープンとなるまでの期間でございます。長期、これはそれ以後、将来的に取り組むという長期的な展望でございます。この短期・中期・長期で取り組まなければならないことをまとめ上げていただき、私に対し提言をしていただくことになっております。この内容が具体的な内容として、これから私が進めてまいらなければならない重要な項目であろうかという具合に思っているところでございます。

国への働きかけにつきましては、やはり県と連携をしっかりと取り合って、協議をいたしながら対応していくことが肝要ではないかなと、重要ではないかなという具合に考えてるところでもございます。

新政権による高速道路無料化が実現すればどうなるのか。高速道路が一般道になるということでございますので、想像すらできないことが起こってくるのではないかとございまして。そういうことございまして、やはり今はじっくりと流れを、動きを見ていくこと、これが大事ではないかなと。そして、ここで動かなければいけないという時には、しっかりと足元を定めて動きたいと、そういう具合に考えているところでございます。

これはもう一番大切なことでございますけれども、竜王町として方向・考え方、今のスタンスでございますけれども、そういったことをしっかりと定めて、不動の姿勢と言うのでしょうか、そういう対応をいたしてまいりたい、これが大事なことはないかなという具合にも思います。そして、動くべき時には動く、言うべき時には竜王町としての取り組みがきちんと伝えられる、そういうことでこれからやってまいりたいという具合に思っているところでございます。

新政権に代わったからと言いまして、私自身、特段あわてることもないと思っておりますが、やはり今までの陳情システム等が変わるかも知れないというお声も聞いているところでございます。今後につきましては、機を逸さないように、遅れるを取ることのないように情報把握にしっかりと努めてまいりながら、県選出の国会議員先生のパイプをさらに太くしてまいりたいという具合に思っているところでございます。

以上、誠に簡単ではございますけれども、村田議員さんのご質問のお答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 3番、村田議員。

○3番（村田通男） ありがとうございます。

まず私は、協議会の問題については、あくまでこの協議会というのは商業施設に対する道路の緩和だと考えております。何が言いたいのかと言いますと、商業施設というのは、御殿場の方に視察に行かせてもらった時に聞かせてもらったのですが、商業施設は、道路が渋滞して初めて商業施設として繁盛しているのだなという証明になるのだというようなことも聞かせてもらいました。ですから、商業施設に対しては、混雑するのが当たり前というふうなとらえ方をして、まず安全に運行ができるように確保すれば、それでいいだけの協議会ではないかなというふう思っております。

私が質問した内容は、今、町長に答弁していただいた、こういうふうに町長に答弁してほしいなと思っていたことを、そのまま答弁していただいて、大変ありがたいと思っております。ですけれど、やはり今後は今まで以上に県政・県の各部署との連携、あるいはまた県会議員さんも竜王町にはいてくれます。その人たちの連携、あるいはまた国に対して要望に行ける、その体制づくりをこれからますます推し進めていっていただいて、町長の考え、それをそのまま推し進めていっていただいたらいいかなと思いますので、今後ともよろしく願います。ありがとうございます。

○議長（寺島健一） 11番、若井敏子議員。

○11番（若井敏子） それでは、私の質問にもぜひ、答えてほしいと思うように答えていただきたいと思います。まず、選挙の投票率を一層向上させるためにということと質問をします。

8月30日に行われた衆議院議員総選挙は、全国的に高い投票率となりました。竜王町でも74.95パーセントと、かつてない投票率となっています。この結果について、選挙管理委員会や行政として、投票率の向上に何か特別手立てを講じられたのか、この投票率となった要因は何だとお考えか、お伺いします。

我が家でも食事以外はほとんど寝ている両親が、当初は体調も良くないので棄権すると言っていましたけれども、投票所の記載台の所まで車いすで送るからと主人が説得して、2人とも投票をいたしました。近所の方のお話では、息子さんがちょうど選挙期間中に出張になってしまって、不在者投票もできず、やむなく棄権をされたと聞かされました。投票当日、選管に問い合わせましたところ、事前に居住地の選挙管理委員会に伝えることで、出張先での期日前投票ができるということを知りました。この制度についてご説明をいただき、その周知はされているか、今回の選挙でこの制度を利用された方は何人おられたか、お伺いをします。

ほかに不在者投票の方法があれば、その方法と、そのようにされた人数をお答えいただきたいと思います。

また、町内の大手製造業でも、長期出張で竜王に来て仕事をされている方が何人かおられます。そういう方たちに対してはどのような呼びかけがされているのか、企業に対しても協力を要請されているのかをお伺いします。

有権者が政治に参加すること、住民がまちづくりに参加することと同じ意味で、住民自治の基本でもあります。町として住民自治をどのように進めていかれるおつもりか、あわせてお伺いをします。

○議長（寺島健一） 松瀬選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（松瀬徳之助） 若井敏子議員さんの「選挙の投票率を一層向上させるために」のご質問にお答えいたします。

議員ご高承のとおり、選挙は、国民が政治に参加し、主権者としての意思を政治に反映させることのできる非常に重要な機会であります。

公職選挙法では、選挙に関する啓発・周知等に関する規定が置かれ、同法第6条第1項には、「総務大臣、中央選挙管理会、都道府県の選挙管理委員会および

市町村の選挙管理委員会は、選挙が公明かつ適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治意識の向上に努めるとともに、特に選挙に際しては投票の方法、選挙違反その他選挙に関し必要と認められる事項を選挙人に周知させなければならない。」と規定されています。本町選挙管理委員会といたしましては、同法の規定に基づき、選挙人の方々に対し政治意識の向上を図り、1人でも多くの方に投票していただけるよう、竜王町明るい選挙推進協議会と連携し、各種啓発活動に取り組んでいるところでございます。

平成21年8月30日に執行されました第45回衆議院議員総選挙および第21回最高裁判所裁判官国民審査における啓発活動の一部をご紹介しますと、広報ビラの全戸配布、町ホームページへの掲載、のぼり旗・懸垂幕および立看板の掲出、コンビニエンスストア前等における街頭啓発、有線放送による周知等であり、あらゆる手段・媒体を通じて啓発活動に取り組みをいたしました。

結果、衆議院小選挙区選出議員選挙における投票率につきましては、本町では74.95%、滋賀県全体では70.65%、全国では69.28%と、いずれも平成17年9月11日に執行されました前回は上回るものとなりました。特に、本町におきましては3.04ポイント上回った結果となりました。

さて、議員ご質問の投票率向上に対し特別な手立てを講じられたのかということ、および高投票率であった要因についてであります。当委員会といたしましては、他の選挙と比較して特別な措置を講じたということはありませんでしたが、やはり国政選挙でありますことから、国・都道府県および市町村が全国的に啓発活動を展開したこと、ならびに今回の選挙に関しましては、やはり政権交代をはじめとして地方分権・年金問題・少子化対策等、国民の注目の高さとそれを誘因する各種報道活動とが相まって、高投票率をもたらしたのではないかと考えております。

次に、不在者投票制度についてであります。この制度につきましては、投票当日投票所投票主義の例外として、選挙人が投票しやすい環境を整えるため設けられたものであります。なお、この制度につきましては、公職選挙法の一部改正により平成15年12月1日に施行されました期日前投票制度の導入に伴い、一部対象を変更して現在に至っております。

現在における不在者投票制度の対象といたしましては、議員ご質問の制度がこれに該当するわけですが、名簿登録地以外の市町村の選挙管理委員会における不在者投票、他には名簿登録地の市町村の選挙管理委員会における不在者投票

票、船員の指定港における不在者投票、船舶内における不在者投票、洋上投票、指定病院等における不在者投票、刑事施設等における不在者投票および郵便等による不在者投票等であります。

名簿登録地以外の市町村の選挙管理委員会における不在者投票制度についてご説明申し上げますと、この制度の対象とされる方は、長期出張の場合や、市町村外への転居後間もない場合等の方であります。今回の衆議院議員総選挙において、この制度を利用された方は、本町の選挙人名簿に登録されている方で本町以外の市町村で投票された方は9名、逆に本町以外の選挙人名簿に登録されている方で本町で投票された方は8名でありました。

その他投票の実績があった不在者投票制度につきましては、投票の日においては20歳未満であるが、選挙当日までに20歳に達する方等が行う名簿登録地の市町村の選挙管理委員会における不在者投票制度を利用された方は1名、都道府県選挙管理委員会の指定する病院・老人ホーム等に入院または入所されている方が行う指定病院等における不在者投票制度を利用された方は33名、刑事施設等に収容または留置されている方が行う刑事施設等における不在者投票制度を利用された方は1名でありました。

投票方法とその流れにつきましては、いずれの不在者投票制度につきましてもおおよそ同様ですので、概括的に申し上げますと、まず選挙人は選挙の期日の前日までに名簿登録市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、選挙の当日自らが不在者投票事由に該当する見込みであることについての宣誓書を付し、直接または郵便等をもって投票用紙および投票用封筒の請求を行います。

次に、請求を受けた選挙管理委員会の委員長は、選挙人が選挙人名簿に登録されているかどうかの対照と提出書類を審査いたします。その請求につき不在者投票事由のいずれかに該当すると認めるときは、不在者投票証明書を作成し、投票用紙および投票用封筒とともに、選挙人に対し直接または郵便等をもって交付いたします。投票用紙等の交付を受けた選挙人は、不在者投票管理者に対して投票用紙等を提示し、不在者投票管理者の管理のもと投票を行うこととなります。

他方、不在者投票制度の周知につきましては、申し上げるまでもなく、期日前投票制度と同じく、不在者投票制度は選挙人の投票機会の拡充を目的としたものでありますことから、本町選挙管理委員会といたしましても全戸配布による広報ビラおよびホームページにも説明書きをさせていただいたところであり、本町の選挙人名簿に登録されている方で他の市町村に転出されており転出先市町村の

選挙人名簿に登録されていない方につきましては、入場券に不在者投票制度の案内および不在者投票宣誓書（兼請求書）を同封させていただいたところでございます。

なお、本町の選挙人名簿に登録されていない方で本町にお住まいの方につきましては、先にご説明申し上げました広く啓発・広報を行うことによる対応とさせていただいており、特定の企業・団体等に対して棄権防止を依頼するということは行っておりませんが、これは選挙管理委員会としての公平・中立性の観点から配慮をさせていただいているところでございます。

最後に、繰り返しになりますが、選挙は国民が政治に参加し、主権者としての意思を政治に反映させることのできる非常に重要な機会であります。選挙管理委員会といたしましては、公職選挙法の規定にありますとおり、住民の皆さんが政治を委ねるにふさわしい代表者を選出されるよう、選挙時の啓発はもとより、やはり常にあらゆる機会を通じて、選挙人の政治意識の向上に努めることが肝要であると考えております。

また、地方自治の本旨の一角を担う住民自治の向上・確立につきましては、今後のさらなる地方分権の進展には欠かせないものと考えておりますことから、当委員会といたしましては、先に申し上げましたとおり、特に若年層を中心とした選挙人に対する政治意識の向上を図り、もって投票率の一層の向上ならびに住民自治意識の向上に努めていく所存でございますので、皆さま方の一層のお力添えをお願い申し上げます。

以上、若井議員さんの「選挙の投票率を一層向上させるために」についてのご質問の答えといたします。

○議長（寺島健一） 11番、若井議員。

○11番（若井敏子） 特に今回、この投票率になるのについては、特別に町として何かしたわけではないのだという話だったので、ちょっとがっかりしたのですが、全国的なマスコミなんかの影響もあつての投票率になったのだということは、そのとおりかもしれないなと思っています。

1点、関連してお伺いしておきたいと思っているのですが、この啓発の資材と言いますか、いろいろな形で啓発をしたということで、広報ですとかホームページですとか、のぼり旗ですとか立て看板ですとか、コンビニで街頭したとか、有線を使ってしたとかいう話がありましたけれども、詳細に説明を聞いてないのでよくわからないのですが、なんか団扇をつくったけれども、使えなかった

とかいう話がありましたよね。あれはどういうことだったのか、この場でご説明をいただきたいと思うのです。

特にかかった経費がどうなっているのかと、それは町費で負担しているものなのかということも含めて、ご説明いただきたいと思います。

○議長（寺島健一） 松瀬選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（松瀬徳之助） 若井議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

選挙啓発の中で啓発用の団扇をお渡しをしているわけですが、この団扇につきましては、選挙の啓発の標語「君の夢、みんなの未来、かなえる選挙」というのが滋賀県でございます。これを印刷しておったわけですが、「みんなの党」というのが選挙立候補がございまして、県選管の方ではこの標語を使わないというふうなことになりまして、実は急遽刷り直しをいたしまして、啓発資材として配布させていただいたというようなことでございます。

かかりました費用でございますが、団扇1,000枚を準備をいたしておりました。5万6,700円ほど経費として要ったわけですが、現在この費用につきましては、国政選挙でもございますので、国費対応を願えないかというふうなことで県の方へ協議をいたしておるところでございます。まだその回答についてはございませんので、協議中というふうなことでございます。以上、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 11番、若井議員。

○11番（若井敏子） 刷り直した分も請求しているということですか。国費対応なので、もともとの分も刷り直したものも含めて、両方とも町費では出さないということと理解していいのかということが1点と、投票の結果というのを町の方から出してもらっていて、全町的には74.95%という、どこの集落がということではないのですが、集落ごとに投票率を出してもらっているところがあるのですよね。

企業についての質問をしたのは、実はその企業の寮の所在地なのかなということもあったので、そこだけが特別に60%台だということで、企業のことを聞いたのですけれども、公平性の観点から、特定の企業にそういうことを言ったわけではないという話もありましたけれども、どうなんでしょうね、逆に言えば、先ほどから言われる選挙が政治的な意識を植える場所でもあり、有権者にとつたらいろいろな政治の勉強、自分たちの生活を見直す場であるという場所なんですよ

ね。

ところが、本当に、治外法権とは言いませんけれども、寮の中で生活している皆さんというのは、竜王町とのかかわりというのはほとんどないと言うか、自分が竜王町の住民であるという意識もやはりない、感じないことがあるのではないのかなと思うのですね。もちろん集落ではいろいろな工夫もしていただいで、そういう人たちと一緒にいろいろな取り組みもしていただいでいるというのは十分承知しているのですけれども、竜王の中で住民であるということで、ご本人たちも分かってもらわなければいけないでしょうし、そういう働きかけもこちらとしては必要なのではないのかなという思いがするのです。

そういう取り組みというのは、もちろん公平・中立の立場でできることが何かないのかなと。そのことはぜひいろいろな機会でもた検討してもらいたいと思いますので、それはお願いしておきたいと思います。

○議長（寺島健一） 松瀬選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（松瀬徳之助） 若井議員さんの再々質問にお答えいたしたいと思います。

団扇の件でございますが、団扇につきましては、経費的にはその倍ということになりますので、両方とも公費負担をお願いできないかということでございます。

それと、申し上げましたように、ある特定企業さんとか、そういったところに特に集中して啓発をとすることはお願いはいたしておりません。ご質問の中に企業さんの従業員さんが、今ひとつ竜王町の住民にもなりきれないという、そういったことかなというふうなことも思ったりするのですけれども、そういったことにつきましては、やはりまちづくりの中で竜王町に住んでおっていただく方が、竜王町の一員として行政にかかわっていただくというふうなことに取り組みということもしていく必要があるのではないかなというふうに思います。

ご質問にもありましたが、住民自治ということが最近よく言われます。そういったことから、各まちでは1つの地域のエリアの範囲を超えたまちづくり協議会とか、そういった組織もできてきたりして、その中で活動が活発化し、住民パワーというものをすごく感じる最近であります。

そういったことから、それがやはり住民自治の確立の一步かなというふうなことも思います。そういったことから、竜王町にもこういったまちづくり協議会的なものも、従来の自治会とは別に、また組織というものができていけばいいかなというふうに思っております。そういう中ですべての竜王町におっていただく

方々が竜王町の一員となっただけなのではないかなというふうに考えております。以上、若井議員さんへの回答といたします。

○議長（寺島健一） 次の質問をお願いします。11番、若井議員。

○11番（若井敏子） 次に、離職者の状況と支援の強化についてということで質問をします。

総務省が7月に発表した労働力調査によりますと、現在働いている人は5,105万人で、1年前と比べると正規雇用は29万人減って、非正規雇用も47万人減少していて、完全失業者は全国で347万人、そのうち3ヵ月以上失業している人は204万人としています。それに対して有効求人倍率ですけれども、これは0.45倍、滋賀県は0.35倍、とりわけ長浜・東近江・甲賀では0.2倍台という、深刻な状況です。

私に関わってきました町内の大手製造業で派遣切りに遭った青年たちも、雇用保険をもらいながら、パソコンの技術を身につけるのだとがんばっています。ところが、間もなく雇用保険も切れますし、雇用促進住宅も出なければならない時期が来ます。仕事は全くと言っていいほど見つかりません。憲法25条は誰が保障してくれるのかと聞きたくなります。

そこでお伺いしますが、竜王町の失業状況を町はどのように捉えておられるのか。町内の製造業の現場では、今年に入ってどれだけの正規・非正規の方が解雇されたのか。その方たちからの相談は町に寄せられているのか。この問題で町は解雇された人に対して、また企業に対して何をしてきたのかをお伺いします。

次に、町が緊急雇用対策として取り組まれた事業の内容と事業費、そして、その効果をどのように分析されているのか、伺います。国や県が予算を出す時、例えば今回の議会で提案されている一般会計補正のように、緊急雇用の事業で農道台帳整理をするというふうにして、その委託する業者が新規に人を雇用すれば目的外使用ではないとしているように、町に配分されている緊急雇用対策というお金を使いながら、町内の失業者が直接恩恵を受けるわけではない、このような使われ方は雇用対策でも何でもないというふうに考えるものですが、あわせてご所見を伺います。

○議長（寺島健一） 井口産業振興課長心得。

○産業振興課長心得（井口和人） 若井議員さんの「離職者の状況と支援の強化について」のご質問にお答えいたします。

県下の有効求人倍率は、前月より0.01ポイント上回る0.35倍の数値と

なり、有効求人数は1万1,368人で昨年同月比の42%減と、19ヶ月連続の減少、有効求職者数は3万5,034人と前年同月比61.7%（1万3,362人）増と、9ヶ月連続の増加となっております。

7月の新規求人数は、宿泊業・飲食サービス業で5.6%（26人）、サービス業で0.9%（10人）の増加となったほかは、すべての主要産業で減少となっております。

竜王町の失業状況につきましては、東近江公共職業安定所においても、市町ごとの状況につきましては「具体的な数値等はつかめていないという状況」の返答をいただいておりますが、職業安定所の話では、町民においても相当な人が失業されていると推察されているところであります。

町内の製造現場における正規・非正規の解雇状況については、製造業で正社員を削減（解雇）した事業所は1事業所2人、臨時・パートは1事業所1人、派遣社員は5事業所283人、期間社員は1事業所370人あり、今後の雇用につきましては、「定期的に採用したいが、現状の経営状況では困難」、「余剰人員があり、稼働日数にて調整」等の状況の報告をいただいております、大変厳しい状況であると認識しております。

このような中、町内の相談につきましては、若井議員の紹介も含め4名から相談を受け、内容といたしましては、実家に帰れない状況の中、次の勤め先が決まるまでの間の住居を何とかしてほしいという相談でありました。これを受け、県営住宅や雇用促進住宅について空室情報の提供等斡旋をさせていただくとともに、滋賀県社会福祉協議会が運営しております、一時的に生計を維持するための緊急小口資金や離職者支援資金についての利用方法等を、社会福祉協議会と連携を取りながら相談等、随時対応させていただいているところであります。また、企業等に対しましては、次期就職先が決まるまでの期間についての住居滞在をお願いしてきたところであります。

次に、本町が緊急雇用対策として取り組んでおります事業についてでございますが、現在取り組んでいる6つの事業と、今定例会でお認めいただき次第取り組む3つの事業があります。1つ目に、観光案内事業として、道の駅竜王かがみの里に観光案内所を設置し観光案内を行うとともに、観光ルート企画・情報発信を行う業務を256万2,000円で委託し、1名を雇用。2つ目に、教育支援教室事業として、いじめ・児童虐待および発達障がい等、さまざまな要因により社会的不適応をおこしている幼児・児童・青年への療育と教育的支援を行うための

業務を230万円で委託し、1名を雇用。3つ目に、町道等管理事業として、除草作業、側溝浚渫作業、枯松・竹林等の伐採処理作業として、雇用を4名、3,300,000円。4つ目に、アグリサポート事業として農林公園内において農繁期の多忙期における農作業の手伝いを250万円で委託し、2名を雇用。5つ目に、雪野山保全整備事業として、雪野山一帯の下草刈り、竹林の伐採等、景色景観を守るための業務を340万円で委託し、2名を雇用。6つ目に、小1すこやか支援員事業として、竜王小学校1年生で30人を超えるクラスが円滑な学校生活を送れるための教育環境整備として、雇用を2名、170万7,000円でございます。

これらは、次の雇用が決まるまでの緊急的な雇用の6ヵ月と地域発展のための継続事業1年間以上3年間以内につきましての雇用機会を創出させていただいておりますが、依然として低い有効求人倍率の中ではあるものの、雇用された職員さんにつきましては、次の働き先を求めべく、雇用期間中に個々が取得した情報を共有されていると仄聞しております。

地域の雇用・就労機会を創出・提供するということから、雇用対策で道路台帳整理等を委託する場合におきましても、労働者の募集におきましては公共職業安定所への求人申込みを基本とされ、雇用の確保と離職者に対する支援となっております。国の対策につきましては、町内の失業者の雇用促進はもとより地域全体の雇用においても、県外事業者に事業を委託する場合におきましても、事業者が事業所の所轄の公共職業安定所を通じて求人申し込みするよう指導されております。

以上、簡単ではございますが、若井議員さんへの回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 若井議員さんのご質問の中で、企業に対して町は何をしてきたのかというご質問でございました。お答えをさせていただきます。

雇用の確保につきましては、書面で町内企業さんに、お願いの内容を伝えたとところでございます。これはもう既に皆様方にもお話し申し上げました。その時、特定企業さんからは、契約期間中の派遣切りはいたしませんというお返事をいただいております。

派遣会社と企業さんとの契約がどのように交わされているのかも大切な判断要素になります。私も民間出身でございまして、契約履行で期限まで雇用されての再契約時に、諸事情から引き続いての雇用は不可との判断は、企業として解雇

には当たらないと考えられています。これは私もその認識でございます。

私は、派遣会社が社員を採用される時の雇用条件、これは言うまでもございませぬけれども、給与・年金・失業保険・健康保険・税等でございます。こういった内容のものをどのように定めておられるのかが、やはりしっかりと正されていかねばならない。さらには新政権がマニフェストに示しておりました「常用雇用の拡大」、「製造現場への原則として派遣を禁止」という項目がございます。この両面でこれからやはりしっかりと見ていかねばならないと考えているところでございます。以上、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 申し上げます。会議時間を延長いたしますので、あらかじめご了承願います。

11番、若井敏子議員。

○11番（若井敏子） 緊急雇用というのは国が出している金ですから、竜王町を経由して支払うものだから、竜王町の人々の失業者にそのお金が回るようにしたいという思いはあっても、安定所を通さなければならないのだということで、誰が手を挙げてくるかわからないということもあって、実際は竜王の人たちのためになっているわけではないのだという話が今、課長からありまして、本当に先ほど話がありました256万円を1人で、あるいは170万円を2人でもらって、この人の生活はたとえ次の雇用が決まるまでの6ヵ月の間ですよという話であっても、これだけでこの人はどういう生活をされるのだろうかと思うと、本当に仕事のない人たちにとって今の状況は厳しいとしか言いようがないのかなと思っています。

町長からも答弁をいただいて、私達も常用雇用、あるいは原則派遣の禁止というのは政策としてあげている部分でもありますので、同じ思いでいるわけですが、今日までどれだけ失業があったのかというのを、企業ごとに、一定報告していただいたのですが、これからどうなるのかというのはどういうふうに見ておられるのかというのを伺いたいと思うのです。

私の方で調べましたところ、大手製造業の職場、今年5月までに全社で600人の非正規切りが行われました。そして、今年6月には池田工場でスリム化計画というのがありまして、社員300人に対して、滋賀工場へ行くか関連会社へ行くかという調査がされています。労働基準監督所の監督官でさえ、「調査というよりも、これは辞令ですね」と言っているぐらい、非常に厳しい内容のもので、その調査のあとには面談が行われて、配転に対する本人の同意を得るようなこと

が進められています。

このような大掛かりな人員削減と配転で、昨年12月から来年5月までに池田では1,015人、そのうち正社員が662人、これが配転、生産技術の部門では派遣社員が1,000人削減されて、合計2,000人の削減が行われているのです。池田から押されて滋賀工場に来た人は、今度は滋賀の非正規はそこからまた押し出されると。職場にはそういう不安が今、特に非正規の皆さんの中にあつて、そして、しかも正社員でさえ「もう自分たちの番ではないのか」と、そういう不安が今起こってきています。

こんな状況というのは、やはり町としても掌握しておく必要があるのではいかなことかと思うのです。そういう情報が絶えず企業の方と連携して入ってくるようになってきているのかどうかをお伺いすると同時に、そういう状況をまず知っておられるのかということもあわせて聞いておきたいと思うのです。

この大手製造業ですけれども、今年3月の決算を見ても、先ほどもいろいろな、税収の話でいろいろ出ていましたけれども、今年3月の決算では、去年と比べて減益ではありますが、利益剰余金というのは前年と同じだけ、2,218億円あるのです。そのこともしっかり見ておかなければならないと思うのです。

大企業の社会的責任という意味では、「雇用を守れということを言うべきだ」というふうに後で言おうと思っていまして、町長は「言っています」ということでしたので、これは1回言ったら終わりではなくて、今後においても含めて「どうなんですか」と聞いてもらって、「それはだめですよ」という話もぜひしてもらいたいというふうに思います。あわせて質問しておきたいと思います。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 若井議員さんの再質問でございますけれども、私もつぶさに把握しているわけではございません。おっしゃっておられますとおり、池田を縮小の方向、それを特定企業さんでありますけれども、どういう具合にということでお考えになっていることは事実でございます。竜王町にある工場には、これから大阪の方から従業員を送る方向にはなるだろうということもお聞きをいたしております。

あわせて、いつも若井議員さんからご質問いただきますので、私はある派遣会社の状況がどうかということも直にお聞きをいたしました。350名近く入れる寮を持っておられます。多い時はほとんど部屋が詰まっていたようでござい

ます。現在どうかと、率直にお聞きをいたしましたところ、もう70名前後だということも耳にいたしました。そういう実態でもあるわけでございます。

これからどうかというご質問ですけど、これはなかなか私、この場でお答するのは本当に難しゅうもでございます。ただ、町内の企業さん、私はいつも申し上げておりますとおり、やはり歩みを共にしていかなければならないという思いでございますので、都度話し合いをさせていただきながら、行政としてやらねばならないこと、そしてまた応援しなければならぬこと、こういったことには積極的に取り組ませていただきたいという具合には思っております。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） この際申し上げます。ここで午後5時15分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後5時05分

再開 午後5時15分

○議長（寺島健一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番、若井議員。

○11番（若井敏子） 不耕作地（耕作放棄地）の解消対策について、質問をします。

農林水産省の農林業センサスによると、全国の耕作放棄地面積は平成12年以降増加に転じて、平成17年には38万6,000haとなっています。また、耕作放棄地の実態に関する全国調査結果では、現状で耕作に出来ない農地は約28万4,000haで、そのうち約13万5,000haで森林原野化が進み、復元が実質的に不可能だとされています。耕作放棄地を解消すること、これ以上広げず保全することは、日本の農業を再生する上でも重要です。

そこで伺います。竜王町の耕作放棄地の実態はどうか、それぞれ原因は何か、町としてどのような対策を講じているのか、その成果はどうか、伺います。

耕作放棄地ができる根本には、農業では生活できない実態があり、減反の押しつけによる意欲の減退などが考えられます。また、地域の中で集団営農組織があるところでは比較的少ないのではないかと考えますが、ご所見を伺います。

国では耕作放棄地に対して再生利用緊急対策予算を出していますが、その活用など検討いただいていないのかについてもお伺いします。また、農地を持たない町内の皆さんは、貸し農園の希望があると聞きます。町として貸し農園を仲介することも検討されてはどうかと考えますが、所見を伺います。

農地を保全するとともに、地域農業の担い手を確保・拡大することが、耕作放

棄地をなくす上で不可欠の課題となっています。この点での所見を伺います。

○議長（寺島健一） 井口産業振興課長心得。

○産業振興課長心得（井口和人） 若井議員さんの「不耕作地（耕作放棄地）の解消対策について」のご質問にお答えいたします。

ご高承いただいていますように、農地の耕作放棄地につきましては、2005年の農業センサスで、土地持ち非農家分を含めまして滋賀県は1,978ha、うち竜王町は19haであり、農家が所有します水田につきましては3haであります。これらは、農業者の高齢化、後継者不足、獣害被害等による農地であって現に耕作の目的に供されておらず、引き続き耕作の目的に供されない状況であります。

こうしたことから、平成20年度に耕作放棄地につきまして全国的に実態調査を農業委員さんとともに実施されたところであります。調査は、「草刈り等を行うことで直ちに耕作可能な土地」、「基盤整備を実施して農業利用すべき土地」、「森林化・原野化し、農地に復元して利用できない土地」の3区分について、農振農用地区域内における分類がされ、竜王町におきましては復元可能な耕作放棄地は1.2haとなっております。これらは、いずれも山間部で作業効率が悪く、農業者の高齢化と獣害等による被害のある土地について発生していることから、農業委員会の農地パトロールの実施時、生産調整の現地確認時に状況確認しております。

このような中、平成21年度国の経済危機対策補正予算での耕作放棄地再生利用緊急対策については、地域耕作放棄地対策協議会を設置する中において、耕作放棄地の再生作業と営農定着を目的に交付される事業ではありますが、現在、県内においては6市町において協議会が設置されており、いずれも山間部の耕地、あるいは市街化が著しく、街中の農地を多く有する市町での設置が進んでおります。

本町においては、獣害等による被害が進む地域等については、集落ぐるみの話し合い等により他の補助事業を活用しながら電気柵・防護柵・捕獲用檻の設置等に取り組んでいただいております。また、試験的ではございますが、山之上では耕作放棄地の解消としては、近江牛のPRを兼ねた和牛放牧を実施しているところであります。

しかし、一方で農業生産性の向上、作業の効率化を目指している担い手農家においては、耕作放棄地の増加を抑制することは、経営の安定化を図る上で相反する一面もあることも考えなければなりません。近年、農地は生産の場としての機

能だけでなく、環境・生態系の保全についても大変重要な役割を果たしていることが知られており、議員ご提案の貸し農園についても、汗を流して収穫の喜びを感じることで癒しの場でもあると考えております。

この様な多面的機能を有する農地を保全し、持続性のある農業を進めていくためには、地権者はもとより集落営農組織や認定農業者等の地域の担い手農家と農業委員さんのご理解やご協力をいただく中におきまして、耕作放棄地の解消に努めてまいりたいと思います。

以上、若井議員さんのご質問の回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 11番、若井議員。

○11番（若井敏子） 実際は、例えば貸し農園にしようかということになっても、集落営農とか、あるいは担い手さんに協力してもらって実施していく方法を考えているという話ですけれども、そのことに対する補助制度みたいなものを町として独自に考えていくということがあるのかどうか。

例えば今の、国の方が出している耕作放棄地再生利用緊急対策というのは、竜王町は手を挙げていないということなんですよね、6市町でやっているということですから。それに代わるようなものを、そういう対策を集落でしていただくことに関して、町として一定補助を考えると、そういうことは考えておられませんか。

○議長（寺島健一） 井口産業振興課長心得。

○産業振興課長心得（井口和人） 若井議員さんの再質問にお答えさせていただきたいと思います。

今もありましたように、貸し農園についての町としての独自の補助的なものはないかというご質問であったかと思えます。これにつきましては、今現在、竜王町におきましては貸し農園等に伴います助成また支援等はさせていただいてないところでございます。しかしながら、先ほどもご質問がありました耕作放棄地再生利用緊急対策、これにつきましては、平成21年度から25年度までの5年間の事業であり、その中におきまして協議会を設置する中において事業に取り組むわけでございます。これらにつきましては、このなかにおきまして農業体験施設、また農業体験という部分におきましての施設の整備等が可能と考えられております。

今後におきましては、貸し農園を実施させていただく時には、いろいろな貸付けにかかります諸条件等があるわけでございますが、また農地法との関係がある

中において整備をする中において、農園や離農を考えられる申し出がある時に、農業者と調整する中におきまして、当事業を活用する中において実施させていただきたいと思っております。以上、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 11番、若井議員。

○11番（若井敏子） 町内いろいろ回っていますと、本当に、例えばアグリパークのところの近くの農地も、あれは甲西の方でしょうか、耕作に来ておられる人がありますよね。本当に一生懸命きれいに畑をしておられるのを見ますし、うちの小口でも松が丘の方が来て一生懸命、まだ40代ぐらいのお勤めの男性ですけども、畑をがんばってされているのですよね。

今、全国的には農業離れが進んでいますし、うちの集落でもやはり、もう耕作できないのでまとめてしてもらえないかというふうな形で預けていかれる人も増えてきていますから、それで預かってもらってちゃんと耕作ができればいいのですけども、そういう人に対する、例えば住宅の方々に貸せるような状況をつくるか、本当に農地を保全するという仕事を農家の人たちだけであるのは、本当に大変な仕事になってきていますので、そういうところを分担していくような形での施策みたいなものは、この緊急対策もまだ使えるということもあるようですから、それも含めてぜひ検討していただいて、竜王の農地を本当に農家の人だけではなくてみんなで守っていくというような働きかけとか取り組みとか、そういったものが進むようにぜひお願いをしておきたいと思えます。

○議長（寺島健一） 次の質問をお願いします。

○11番（若井敏子） 「自転車に乗ろう」ということで、「今日は家からここまで自転車 came ました」と言えればいいのですが、実は自動車 came してしまいましたが。

先日、息子が「自転車で近江八幡駅まで行くわ」と言い出しまして、一緒に自転車を買って行ってきました。本当にたくさんの自転車が並んでいまして、選ぶのに苦労したのですけれども、あまり高くないものを1台買って、息子は次の日から早速自転車通学を始めまして、何日かして、かなりの運動量になっているというふうに話して、「あんたも乗りや」と言われているところです。自転車は町内でもお年寄りから子どもまで幅広く愛好者がいますし、健康保持のためにも大変いいものだと思います。

そこで提案するのですが、竜王町として「自転車に乗ろう大作戦」というのを展開してみてもどうかということです。平和堂やアウトレットが近くに、便利なそういうお店ができてくるわけですから、自動車の渋滞が懸念されています

が、自転車ならスイスイと行くことができます。健康にもよい効果が期待されますし、福祉でも社会教育でも、あらゆるところで自転車に乗ることを推進して、「竜王は自転車の町」と言われるようになった頃には、国保の診療報酬も大きく減っているのではないかと考えるわけですが、この作戦についてのご所見をお伺いしたいと思います。

同時に、自転車の町にふさわしい自転車道の整備を願うものです。鶴川から役場への西通り線が拡幅されて、歩道がかなり広く取られています、あれはあくまで歩道なのでしょうか。歩く人も自転車の人も通れる道を全町的に確保していただきたいものですが、ご所見をお伺いします。

○議長（寺島健一） 杼木政策推進課長。

○政策推進課長（杼木栄司） 若井敏子議員さんの「自転車に乗ろう」のご質問にお答えをします。私は、今日は自転車でやって来ました。

回答にあたりまして、1つ紹介をさせていただきます。本9月議会初日の9月7日より1週間にわたりまして、立命館大学法学部学生2名の公共政策実習の受け入れをいたしました。「竜王町の魅力を発見する」という視点で、自転車を移動手段に使いながら、竜王町全域をフィールドとして勉強をされ、自転車について、私たちに次のようなメッセージを残してくれました。「竜王は、平坦な地形で走りやすく、豊かな自然・季節を体感することができた。また、比較的、死角や交通量も多くな、飛び出し等のリスクも少なく、自転車の運転が楽だった。これらのことから、竜王の町は、自転車の存在意義を十分に活かすことのできるまちであると感じた。」というようなことをございます。

それでは、1点目は、自転車利用から広がる多くのメリットを活かして、まちづくり推進の視点や手法として、『自転車に乗ろう大作戦』を展開してはどうか」とのご提案にお答えさせていただきます。

議員質問の中にも事例をあげておられますように、自転車利用のメリットをあげてみますと、私たち自身の生活・暮らし面では「運動につながり健康の維持・増進」、近くでの移動手段として「時間の節約」、燃料等を抑えて省エネで「経済的負担の軽減」、自転車運転で気づける「町の魅力の再発見」、風や季節を体感する「心の豊かさ、ゆとりある生活」、小回りがきき、「行動や活動の範囲の広がる」などがあげられ、今、注目されつつあります、人・まちや環境にも負荷をかけない「スローライフ」という生活スタイルへ結びついてきます。

また、町全体や大きな視点から申し上げますと、CO₂を排出しない乗り物と

して「環境負荷の低減」、交通手段としての「公共交通の補完」、人と人、人と自然をつなぎ「交流や活気にあふれるまちづくり」、「交通量の抑制や交通渋滞の回避への広がり」、健康増進による「医療費の抑制」などがあげられます。

こうした自転車利用のさまざまなメリットは、地球環境問題に代表される諸問題を抱える現代社会や、公共交通の充実、交通安全や健康づくりなどを考えている本町にとっても、大変有効な手段であると考えられます。町民が健康で安全に暮らし、暮らす人々の交流で活気にあふれ、環境にやさしいまちに成長していくのではないかと考えております。

一方、自転車を活かしたまちづくりを進めるには、児童生徒達の通学利用は例外といたしまして、生活に密着した交通手段であることから、町民皆さんの共感・協力なしに実現できないと思いますし、町民皆さんの日常生活の中で、積極的に継続的な自転車の利用が必要かと考えます。まずは、日頃の生活の中で利用を心がけることや意識することが大切であります。さまざまな行政各施策の展開の中でも、このような視点も意識し行動してまいりたいと考えております。

次に、全町的な歩車道整備の推進についてお答えします。議員お尋ねの歩車道は、歩行者や自転車の通行安全のために自動車と分離する「自転車歩行者道」と言われるものでございます。現時点としては、これらに特化した専用道路の整備については計画はございませんが、これからの町道の新設整備計画や改良計画において、これら道路整備の一環として、交通量の多い幹線道路や通学路となる道路には考えるべき施設でありますので、現在の基準に見合った設置を行ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、将来、竜王町が自転車の町として名実をなすためには、道路環境の整備に加えまして、交通手段としての自転車の役割が明確になり、安全に走れる空間が整い、自転車利用を高める仕組みづくりや配慮されたサービスが確保されることなどが、まずは必要でありますし、一方、自転車利用が増えることによる新たな事故の発生なども心配されるなど、課題もありますのも現実でございます。

以上、若井議員からの「自転車に乗ろう」のご質問の回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 11番、若井議員。

○11番（若井敏子） 課長のお話は、全く否定はされていないのに、最後には、「そうしましょう」という話にはならないのはなぜかなというふうに思っているの

すけど、「そうですね、そうしましょうか」という話が出てくるのかと思って、最後まで期待をしてその一言を待っていたのですが、そうではなかったみたいです。

自転車の部品をつくっている会社があるのです。そのホームページなどを見ていると、自転車を使うというのは文化だということが書いてあるのです。ただ単に健康上、もちろん健康上もあるのですが、1つの文化をつくっていくのだという、業者ですから、長くつながってほしい、お客さんが長くいてほしいという思いももちろんあるわけですが、それ以上に自転車を文化としてとらえるというふうに言われると、「うーん、さすがやな」と思いながら読んでいたのですが、ただ単に、今の言われているみたいに「推奨しよう」ということになると、例えばやり方があると思うのです。仕掛けみたいなものが。仕掛けは長期計画の時にも話をしたのですが、やはり住民皆さんが参加しやすいような何か仕掛けみたいなもの。例えば5人以上で自転車に乗るグループをつくってくださいと。例えば家族だけでも構わないですと。そういうグループが1年間どれだけ走行したかを競い合おうと。競い合うというか、出し合おうと。そういう形でみんなが自転車に乗るようなことを考えるとこういう形で取り組まれると進むのではないのかなと、そんなこともひとりで考えているのですが、やはり何か仕掛けがないと、なかなか、「自転車にみんな乗ってくださいよ」だけでは済まないで、私もダイハツの自動車に5万円の補助を出したのは、成果はどうかかなというふうに思っているのですが、自転車に5万円も要りませんから、例えば5,000円ぐらい補助しますよという形が出れば、それはまた乗る人も増えるのかなということもありますので、ぜひいろいろなことを考えていただいて、ぜひ、取り組み方を検討していこうと、そのくらいの返事はいただけないものかと、お願いしたいと思います。

○議長（寺島健一） 杼木政策推進課長。

○政策推進課長（杼木栄司） 若井議員さんの再質問にお答えをします。

本日の質問の中でもございましたように、今、竜王町は新たなまちづくりに向けて、総合計画の策定の準備を進めておるところでございます。自転車の活用というのはさまざまな要素がございまして、いろいろな利点また欠点等もあるかなと思いますが、そういったことが活かされるようなアイデアも総合計画の策定の中から出てくるのではないかと思います。

特に今おっしゃいましたように、エコとか健康づくりとか、またまちづくりへ

の参画という手法の中で、自転車を1つツールとして使うということは大変有意義なことであるのではないかと思います。竹山町長がいつもおっしゃっておりますように土産土法、これはいろいろなものを組み合わせというようなことでございます。そういったことも組み合わせをさせてもらいながら、そういうまちづくりの計画の中のベースの部分として、一度そういったアイデアのこともいろいろな場所で議論をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（寺島健一） 次の質問をお願いします。11番、若井議員。

○11番（若井敏子） 福祉・教育は削らないでということで、質問をします。

今年3月に議決された平成21年度予算が、企業業績の関係で2億円もの欠損が出るとの報告があり、各種会合での町長あいさつでも、そのことが住民に伝えられています。町長のあいさつを聞いた町民は一様に不安を感じ、中には「また合併の話が出てくるのか」と怪訝な顔をされる方もありました。

町長は、自分の知り得た情報はいち早く町民にお知らせすることをモットーとされている方ですから、会議でもそのこととお話しされたのかと思っておりますけれども、住民を不安に陥れるのはいかがなものかと考えます。

限りある財源について、その使途を議会に提案したのですから、提案した事業についても責任を持っていただかなければなりません。歳入不足を生じるとなればどのように対応するのか、自らの考えも示されるのが本意かと思っております。

そこで伺いますが、町長はかねがね財政問題の話が出ると、「町民の生活に直接影響するようなもの、町民負担を増やすようなことはできない」と発言されます。今回の2億もの事業削減計画、2億円の財源がないから今年度の事業を2億円分削減するのだというような話も聞かされているところですが、この中でも、町長自身の持論であります「町民の生活に直接影響するようなもの、町民負担を増やすようなことはできないのだ」と、この基本を堅持されるおつもりなのかについて、お伺いをしたいと思います。

町民は既に国保の値上げや給食費の値上げなどで二発のパンチを受けています。その上、経済や雇用の不安定さから減収も余儀なくされています。2億円の対策が町民負担にならないこと、町民生活に影響しないことをお約束いただき、事前に住民の意見を聴取されるよう求めて、ご所見をお伺いします。

○議長（寺島健一） 松瀬総務課長。

○総務課長（松瀬徳之助） 若井敏子議員さんの「福祉・教育は削らないで」についてのご質問にお答えいたします。

先ほどからの蔵口議員・山添議員の質問にもございましたとおり、今回の財源不足、また実質公債費比率が早期是正基準を上回ったことを契機として、本町の財政の体質改善に向け取り組んでまいることが、既に回答させていただいているところでございます。

2億円もの財源不足は、本町にとって決して小さな額ではございませんし、この財源を捻出するには、結果として現在の住民サービスを見直す必要も迫られます。ただ、いたずらに住民の不安を煽るものであっては決してならないと考えており、町行政といたしましても、その点には十分留意してまいりたいと考えております。

さて、ご質問の「町民の生活に直接影響するもの、町民の負担が増えるもの」への考え方ではありますが、基本的には、手を差し延べるべき人には引き続き手を差し延べるべきと考えております。しかし、事業を再精査する中で見直すべき事業があれば、それが福祉・教育に関わる事業であっても、見直しは必要と考えております。

本町が、将来にわたって継続的かつ安定的なサービスを続けていく上で、限りある財源をどのように活かしていくかを、議員皆様はもとより住民皆様にもご理解、ご協力をいただけるよう検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、若井議員さんからのご質問に対しまして、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 若井議員さんのご質問にお答えいたします。

まず最初に、ご指摘のようなことがございますのは、まだまだ私に至らぬところが多いということでございます。引き続きご指導とご叱声賜りたいという具合にお願いを申し上げます。

ご承知のとおり、県におきましても昨年の末より、知事が「財政は最早破綻寸前である」という具合に声を大きくしてきておられます。私も何回となく、「このままでは400億の財政収入不足が生じる」という知事の言葉を聞きました。関係者に認識を強く持つてもらうために言い続けられているものと思いますし、私もそのように受け止めました。

その声とともに取り組まれた結果、最近では230数億に縮減になるというような発言をされています。しかし、さらなる英断をも辞さない姿勢を示され、決意のほどが伺えるところでございます。この内容につきましては、先日、新聞で

発表されたとおりであります。

私は、議員が言われておりますとおり、町民の皆さんの生活に直結するものは削れない、削減ができるものでないと、就任以来お伝えしていたしてきたところではありますが、この1年間、私なりにいろいろとお金の使われ方について目を向けてまいりました。先ほど蔵口議員さん・山添議員さんのご質問にお答えさせていただいた時にも、この発言をさせていただきました。

これは一例ではございますけれども、福祉の施策、社会参加促進事業の中にガソリン補助の制度がありますが、必要な方への支援に正しく使われているかどうか点検することも大切ではないかという具合に考えております。また、福祉医療費でも竜王町では所得制限なしに支援させていただいておりますが、私は所得制限を今のとき検討することも必要ではないかという具合に思っているところでございます。

このように、生活に直結する制度の中でも見直さねばならない面もあるという具合に思いますし、総点検が今度の財政改革プランの重要点になってくるものという具合に考えているところでございます。どこを縮減するのか、どこが辛抱できるのか、次には何を止めるのかに到る作業が、これから先避けられない不可避になってくるものと考えているところでございます。何度も申し上げますけども、こういった面で私の責任の大きさ・重大性、これは本当に痛いほど感じているわけでございます。

いずれにいたしましても、これからの取り組みにつきましては、議員皆様からのやはりご指導、ご支援、ご理解をいただき、そして全員がひとつになってやはり進めていかなければ越えられないことではないかなという具合にも思っているところでございます。財政に取り組みます諸事項につきましては、先ほど来ご説明、またご回答申し上げましたので、重なりますので省かせていただきますけれども、現在の私のこれからの取り組み姿勢をお話しさせていただきまして、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 11番、若井議員。

○11番（若井敏子） 蔵口さんの質問と山添議員さんの質問でそれぞれお答えいただいている時は、今のこれくらいの深刻な回答ではなかったものですから、ある意味、私の方は選挙での公約でもあるし、しかも先ほどの蔵口議員の質問に対しては、担当課長が「町長自身が隅々までということをおられるわけですから」という説明もしていましたから、だから今のような、本当に切羽詰まってい

るといふふうな回答が私の質問のところで出てくるとは実は思っていませんでして、先ほどからの質問を聞きながら、結構おつとりと構えていたわけですがけれども、この答えを聞いて正直なところ、大変びっくりをしているところです。

それは自分の責任だといふふうに言われるわけですがけれども、自分の責任なら自分の責任で回避することを考えてほしいなど。それを結局、住民に転嫁するのはやめてほしいなど。そういうふうに思っています。

特に知事を引き合いに出してこられましたので、400億と言われていて、声を出していたら230億になったと言われのだったら、2億のところも1億になるのですかと、こっちは言いたくなくなるわけですがけれども、やはり何よりも大事なことは、住民がどういふふうにいるのか、住民がどういふふうを受け止めるのかということだと思ふのです。私の質問に対しての町長の答えの中にはありませんでしたけれども、住民の皆さんのところに説明に行くのだという話は議会の全協の中でもおっしゃっているわけですから、その説明に行く時期は決めてから行くのではないのですよね。今なんです、行くのは今なんです。それで来年度予算を組む、あるいは補正を組む、それまでに行かないと意味がないのです。使用料を取るようになりますとか、あるいは所得制限をかけますとか、そんな話は今行かなければいけないのです。今、議会に提案されなければいけない。そうすると議会がそれを住民の皆さんと一緒にどう判断するかという、一定の時期を置いて判断してもらわないといけないのですね。「決まったら住民の皆さんのところに行きます」みたいな話でしたから、それはやはり、それでは遅いのだと。本当に住民の合意が得られるような体制というのは、これは私は何回も議会の中で、町長が就任されて以後は言っていないかも知れないのですが、阿智村の話をしてしまったけれども、阿智村なんて予算そのものがこの9月時点から集落を回っていくのです。集落を回って予算が協議されて、年末に議会に提案されてくると。3月に最終的に決まると。そういう体制をとるのですね。もちろん人口規模はだいぶ少ないですから、それができるのかも知れないですが、それは議会でも議事録を見てもらったらわかりますけれども、何度も言っているので、そのぐらいの取り組みをして初めて決定するのだということを、ここでは言明していただきたいなど。行政の方でお膳立てして「こうですよ」という段階で、もうほとんど確定したものを出すのではなくて、それ以前から十分な住民合意が得られるような体制を町としてとりますと、そこだけは明言していただきたいと思ふます。

○議長（寺島健一） 青木副町長。

○副町長（青木 進） 若井議員さんの再質問にお答えいたします。

平成22年度の予算の編成にかかわりまして、現在の収支のバランス、財源不足を含めまして、今、町長から一部の事例でございますけれども、回答があったわけでございます。

今、平成22年度の予算の編成にかかわって、直接福祉・教育にかかわる予算の関係については、早く住民の皆さんに説明をして、また議会の皆さんにもご理解をいただいて、当然、平成22年度の予算として執行するのが建前ではないかというようなご質問であろうかと思えます。

このことにつきましては十分承知をいたしておりまして、本来ですと、新年度の予算編成方針は11月に決めるわけでございます。したがって、その時期までには来年度の予算の総点検をいたしまして、早い時期にそういった骨子を決定させていただいて、当然のことながら、11月あるいは年内には住民の皆さんにお知らせをしなければならないというような思いをいたしております。そういう意味では、町長も議会の場でも申し上げておりますとおり、住民の皆さん方、各集落の方へそういった内容も含めて説明にあがらせていただきたいというような思いでございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（寺島健一） 11番、若井議員。

○11番（若井敏子） だから、そうじゃないんですよ。それを言っているのではありません。11月に町の方で方針を決めるまでに、住民のところに行かなければいけないということを言っているんですよ。決めてから行ったら、「もう決まっているやんか」という話になってくるんですよ。だから、例えば「所得制限をしようと思う」と。「所得制限しようと思っているんですよ。どうですか」みたいな話が、町長はそういう方針を選挙の時に言われたではないですか、膝詰めでやるのだと。「何度でも、何度でも、何度でも皆さんのところに来ます」と言われたではないですか。だから、それをやはりこの際やってほしいなと思うんですよ。

今回の予算は、今年の予算は初めて町長が自分でつくった予算でしょう。去年までは前の町長が半分もともとつくっておかれたものを、6月から執行されているのかも知れませんが、今度は自分がつくった予算なんですよ。だから、自分がつくった予算には責任を持ってほしいのです。そのことをやはり住民も同じ思いだと思うのです。「あんだけ言わはったやんか。何回でも行くわ、何回でも行くわって。来はらへんで」という話がもう今既に出ていますから、この時はや

はり決まってから行くのではなくて、今行かなければいけないのです。今なんですよ。改めて町長からお願いします。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 今の若井議員さんからのご質問、しっかりと受け止めさせていただきました。私は、今年度の予算編成の時に、この半年でございます。昨年の暮れから今年の春先まで、これほどまでに落ち込みがひどくなったということでもありますけれども、その時は、まあ想定がなかなか難しかったことも事実でございます。そういった中で、議員の皆様方には竜王町の法人税収の確定を見て、その先のことをしっかりとまた考えさせていただきたいということもお話しさせていただきました。その実態が今でございます。私は先ほど、所得制限なり使われ方の点検とお話を申し上げましたけれども、係の方もいらしてくださいます。その福祉の委員さんも町内から代表の方がたくさんいてくださるわけでありませう。話をしっかりとかけて、そして、内容を論議いただき、やはりある程度ご理解をいただき、そして私がその場で「お在所の方へ回らせていただきます」ということをお伝えしながら進めていくのがいいのではないかなという具合に、今、考えているところでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（寺島健一） 4番、山田義明議員。

○4番（山田義明） 最後になりましたが、お疲れのところ、よろしく返答の方お願いいたします。それでは、平成21年第3回定例会一般質問。政権交代による町の対応について、伺います。

先の衆議院選挙におきまして民主党の大勝で政権が交代し、新しく民主党を中心とした政権が誕生しました。民主党のマニフェストを見ていますと、自民政権時代と比べるといろんな分野で大きな違いがあり、今後、町政運営にも大きく影響を受けることが予想されます。

現時点で、この民主党のマニフェストをいかに取り込み活用するかは、町政発展の鍵ともいえますが、1.この民主党政権下において、当町は町政運営にどのような問題点が発生するのか。2.そのことにより、国に対して要望や改善を訴えなければならないものは何なのか。3.また、マニフェストを活用し、町の発展につなげるものは何があり、町政にどの程度の期待ができるのかについて伺います。

○議長（寺島健一） 川部総務政策主監。

○総務政策主監（川部治夫） 山田議員さんの「政権交代による町の対応について」

のご質問にお答えいたします。

去る9月16日の特別国会におきまして、民主党鳩山代表が内閣総理大臣に指名され、民主党を中心とする連立政権が発足したところであります。この政権では、先の衆議院議員総選挙で掲げられた民主党のマニフェスト（政権公約）を主体に実行すると考えられておりますが、現時点では国会審議などを経て決定された具体的な施策が示されていないことから、町としては各所管におきましてこのマニフェストを熟読して理解をする中で、連日の新聞報道などを注視しながら見守っているところであります。

そうした中で、議員お尋ねの「民主党政権下において、本町は町政運営にどのような問題点が発生するのか」であります。現時点として、民主党マニフェスト政策各論に掲げられている政策が実行されると想定いたしますと、いくつかの項目について影響が懸念されます。

まず、子育て・教育政策では、出産の経済的負担を軽減するとして出産一時金の助成見直しが掲げられておりますが、現在の助成財源ルールが堅持されるか、引上げ分が地方自治体に転嫁されることにならないか等が明らかになっていないことでございます。

また、現在の児童手当は、これを廃止して年額31万2,000円の「子ども手当」を創設すると掲げられておりますが、対象者の拡大で自治体のシステム改修および事務負担の増大が懸念されます。

さらに、年金・医療政策では、年金受給者の税負担を軽減すると掲げられており、軽減するための方策として、以前あった控除額を復活させるとしていますが、そうした場合に当然、税収納税額としては減収が懸念されます。

さらに、後期高齢者医療制度を廃止し国民皆保険を守ると掲げられておりますが、仮に廃止された場合に現在の被保険者をどの保険制度に適用させるのかが大きな課題であり、その他も懸念されるところであります。また、医療の崩壊を食い止め、国民に質の高い医療サービスを提供するとして、医療従事者の増員、医療機関の診療報酬（入院）の増額、さらに無過失補償制度を全分野に広げ公的制度とすることが掲げられています。この結果として医療費にはね返り、被保険者への保険料（税）増につながるのではないかと懸念されます。

地域主権の政策では、目的を失った自動車関連諸税の暫定税率は廃止すると掲げられておりますが、地方の道路整備はまだまだ完成されたものでなく、これが廃止されると財源の確保が懸念され、引き続き暫定税率の存続を求めるものであ

ります。

また、高速道路を原則無料化して、地域経済の活性化を図ると掲げられておりますが、行き過ぎた高速道路の出入り口増設、無料化などは、既存の高速交通インフラで有利な竜王町の立地優位性を相対的に低下させるのではないかと懸念されます。また、自動車の集中により高速道路の持つ時間短縮の機能が低下することになると、町内に立地する大規模事業所への影響とともにCO₂の増加等も懸念されます。また、仮に無料化となると一般道路化となることから、町としては、竜王インターの改良がインターチェンジの改良でなく一般的な交差点改良となり、事業進捗・財源において懸念をするものであります。

さらに、戸別所得補償制度で農山漁村を再生すると掲げられておりますが、現在、大規模農家中心に間接的に行われている所得補償支援が直接的に小規模農家まで行き渡る制度は農業離れを緩和できると考えられますが、今日まで進めてきた集落営農、協業化による効率的農業など、従来の農業生産方式が変わることにより、担い手農家としての位置づけなど懸念されます。

以上、民主党のマニフェストから懸念される課題を申し上げさせていただきます。

次に、「このマニフェストを活用し町の発展につなげるものは何があり、町政にどの程度の期待ができるか」のお尋ねであります。地域主権の政策として、霞ヶ関を解体・再編し地域主導を確立するとして、国から地方への「ひもつき補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える「一括交付金」として交付する。義務教育・社会保障の必要額は確保する。さらに「一括交付金」化により、効率的に財源が活用できるようになるとともに、補助金申請が不要になるため、補助金に関わる経費と人件費を削減するとして掲げられておりますことについては、町としても大きく期待をするものであります。

また、市民が公益を担う社会を実現するとして掲げられておりますことについては、今日、行政のスリム化に向けた受け皿となるNPOの活動が弱い本町にとって、基盤強化につながるものではないかと期待するものであります。

また、雇用・経済の政策として、環境分野などの技術革新で世界をリードすると掲げられており、新エネルギー技術のイノベーションによる新産業創出には、既存の工業団地で賄えない新たな要素が多くあることが予想されます。これから計画する（仮称）竜王岡屋工業団地が、そういった条件を満たしやすい可能性があり、新たな工業団地の開発には追い風として期待するものであります。

最後に、議員より「民主党政権下で町政運営において問題点が発生した場合、国に対して要望や改善を訴えなければならないものは何か」とお尋ねいただいておりますが、先にも申し上げさせていただいておりますように、現時点では国におきまして具体的な施策として示されておらないことから、町としては今後の動向を注視しながら対応をいたしてまいりたいと考えております。

以上、山田議員さんのご質問の回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 4番、山田議員。

○4番（山田義明） いろいろとマニフェストを検討いただきまして、ご回答いただきまして、本当にありがとうございます。民主党政権・鳩山政権が順調に政権を維持されますと、4年間ということになって、マニフェストがほぼ、議員定数から言えば実施されないとおかしいというような感じになって、もちろん地球温暖化のガス等についてはもっと先の話になるのですが、それまでにいろいろなマニフェストの内容が実施されるというように私は思っているのですが、実際、国会で決まらないことには話は進まないというところでございます。

そこで、もしこういった問題を、今までの自民政権から民主党政権に代わって、これだけの、車で言えばギアチェンジと言うか、バックか前進か知りませんが、入れ替えられたというような場合に、内容がコロッと国のいろいろな施策が変わってくるわけですが、町がもしこの4年間でこのことをやらないといけななということになれば、どのようなことを今現時点では考えておられるのか。その点、先ほども質問はあったのですけれども、対策がもし考えられるのだったら、お伺いしたいなと思いますので、よろしく願います。以上です。

○議長（寺島健一） 川部総務政策主監。

○総務政策主監（川部治夫） 山田議員さんの再質問にお答え申し上げたいと思えます。

今、山田議員さんがおっしゃっていただいているのはもう少しわかりにくい部分があるのですけれども、先ほどもおっしゃいましたように、まだ最終的にどういう形になっていくかということが決まってないものでありますので、今ここでどうのこうのということではできません。

ただ、やはり今後、我々、町として先ほど申し上げさせてもらったメリット・デメリットもありますので、やはりメリットについてはできるだけ新しいものを入れていくということで、関係機関、さらに先ほど答弁にありましたけれど、国会議員の皆さんも含めて要望もしながら、町としてその執行のために要望などを

含めてやっていきたいと思っております。

懸念される事項につきましては、これは恐らく私どもの町だけではなくて、やはり全国的にいろいろそういうことが出てこようかと思っておりますので、それはまたそれぞれ県などを含めての対応になるかと思っておりますので、そういう形でしか今の時点としてはお答えできませんので、今日の時点での回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 4番、山田議員。

○4番（山田義明） なかなか回答が出にくいということでございます。一応ここで再質問を終わらせていただきます。どうもご苦労さんでございました。

○議長（寺島健一） これをもって一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

（散会 午後6時09分）